

経営事項審査申請の手引 (令和 8 年 6 月版)

令和 8 年 7 月 1 日以降申請分

福島県土木部建設産業室

目 次

1 経営事項審査の概要	P 1
（1）経営事項審査とは	P 1
（2）審査基準日	P 2
（3）有効期限	P 2
2 経営事項審査の申請手続きについて	P 4
（1）経営事項審査の対象	P 4
（2）経営事項審査の方法	P 5
（3）手数料	P 16
（4）審査の内容	P 17
3 経営規模等評価申請書の記載の仕方	P 35
① 様式第 2 5 号の 1 4 経営規模等評価申請書(20001 帳票)	P 35
② 様式第 2 5 号の 1 4 別紙 1 工事種類別完成工事高(20002 帳票)	P 43
③ 様式第 2 5 号の 1 4 別紙 2 技術職員名簿(20005 帳票)	P 57
④ 様式第 2 5 号の 1 4 別紙 3 その他の審査項目(20004 帳票)	P 60
4 審査結果の通知	P 66
5 申請後の手続き	P 66
（1）再審査	P 66
（2）再申請	P 66
（3）再交付(紛失、汚損を理由とする場合)	P 67
6 虚偽申請について	P 67
（1）虚偽申請に対する罰則等	P 67
（2）虚偽申請に対する調査	P 67
7 参考	P 67
（1）申請書及び提出書類用紙等の入手方法	P 67
（2）経営規模等評価申請書等及び確認書類の提出先	P 68
（3）各種参考様式	P 69
（4）業種別技術職員コード表	P 91
（5）建設業法第 7 条第 2 号イに規定する学科一覧	P 94
（6）各種資格取得等に関するお問い合わせ先	P 95
（7）防災協定の締結の相手方として加点の対象となる公共機関等	P 97
（8）建設工事の種類と内容	P 98
（9）登録経営状況分析機関(R 7. 1 現在)	P 101
（10）経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない公共工事の発注者一覧	P 102

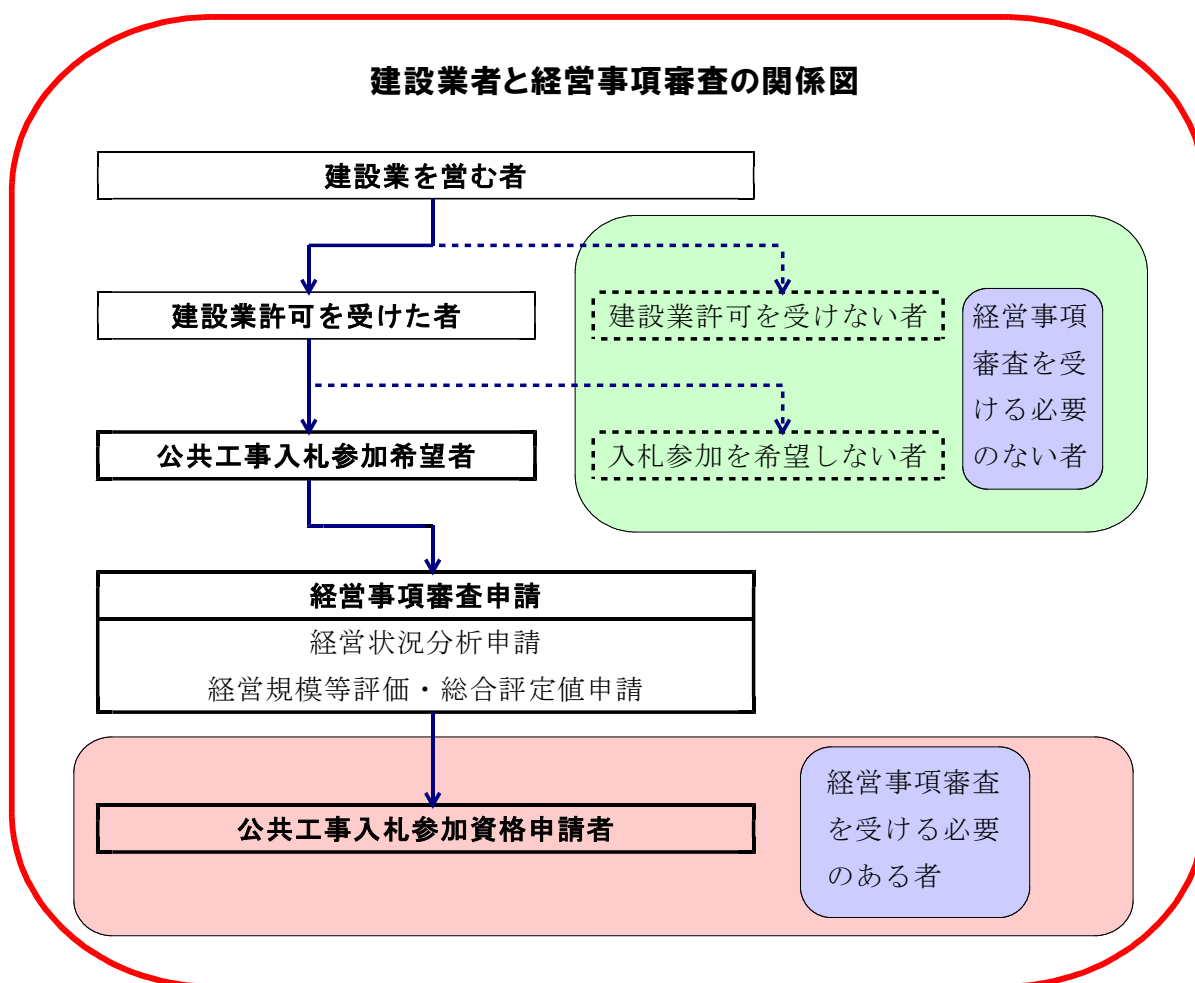
1 経営事項審査の概要

(1) 経営事項審査とは

経営事項審査^{注1}とは、建設業法第27条の23に規定されている制度で、審査基準日現在の建設業者の経営規模、経営状況、技術力、社会性などを総合的に評価する制度です。

一定の公共性のある施設又は工作物に関する建設工事^{注2}を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設工事の種別ごとにこの経営事項審査を受けなければなりません。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



注1 経営事項審査を受けることができる者は、建設業の許可を受けて建設業を営む者に限られます。

注2 経営事項審査の義務付けの対象となる「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」の範囲は、建設業法施行令第45条に定められており、国、地方公共団体、法人税法別表第1の公共法人及び特殊法人（一部を除く）が発注者である施設又は工作物に関する建設工事です。ただし、軽微な建設工事（建築一式工事は1,500万円未満、その他の建設工事は500万円未満。金額は消費税込み。）や、物理的・経済的に影響の大きい災害等により必要を生じた応急の建設工事については、義務付けの対象外とされています。なお、通常の災害復旧工事は、義務付けの対象となります。

(2) 審査基準日

経営事項審査の基準となる日（以下「審査基準日」といいます。）は、申請日の直前の事業年度の終了の日（決算日）となります。つまり、例えばある会社の決算日が3月31日であれば、3月31日時点におけるその会社の経営規模、経営状況、技術力、社会性などを審査することになります。

なお、申請日において、1年以上前の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは、できません。例えば、令和3年3月31日の決算日を審査基準日とした経営事項審査を受けていない会社が、令和4年4月に受審する場合の審査基準日は、令和4年3月31日となります。

(3) 有効期限

経営事項審査は、一度受ければよいというものではありません。経営事項審査には有効期限があり、審査基準日から1年7か月の間に限られています（図1参照）。

このため、毎年続けて公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7か月間の“公共工事を請け負うことができる期間”が切れ目なく継続するように、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります（次ページ図2参照）。

もし、申請が遅れてしまうと、審査や結果通知が遅れ、“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず切れ目ができてしまい、その分だけ“公共工事を請け負うことができる期間”が短くなるおそれがあります。

図3（次ページ参照）は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができる期間が短くなり、しかも“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず、公共工事を請け負うことができない期間ができてしまった例です。

申請者においては、このような事態にならないように十分注意する必要があります。

なお、当然のことですが、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了していなければなりません。したがって、公共工事の受注を希望される方は、申請後審査が終了するまでの時間的余裕を十分に見込んだ上で、早めに申請を行う必要があります。

図1（経営事項審査の有効期限）

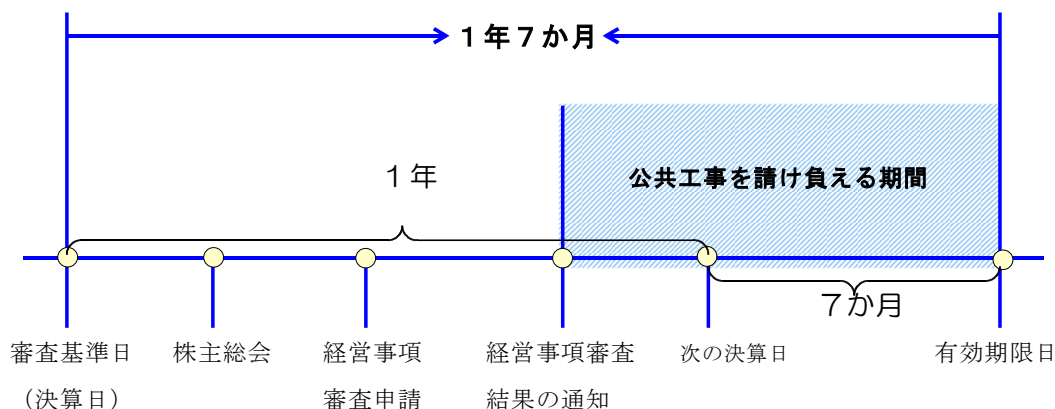


図2（経営事項審査を切れ目なく受審したケース）

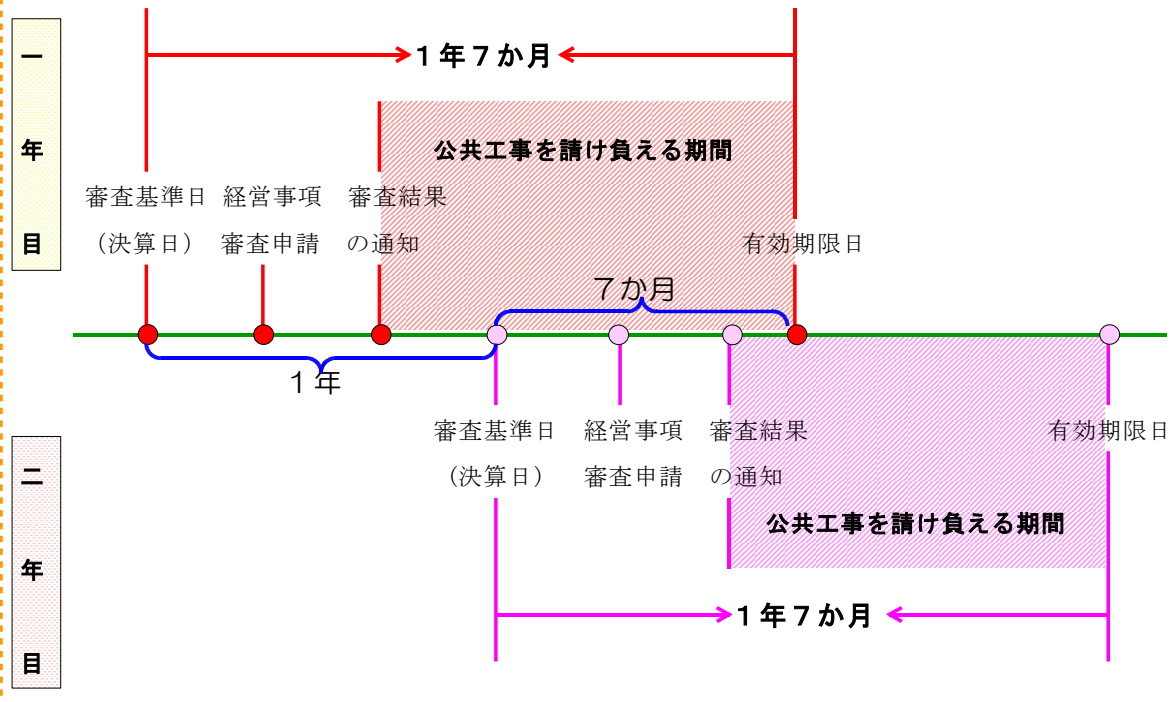
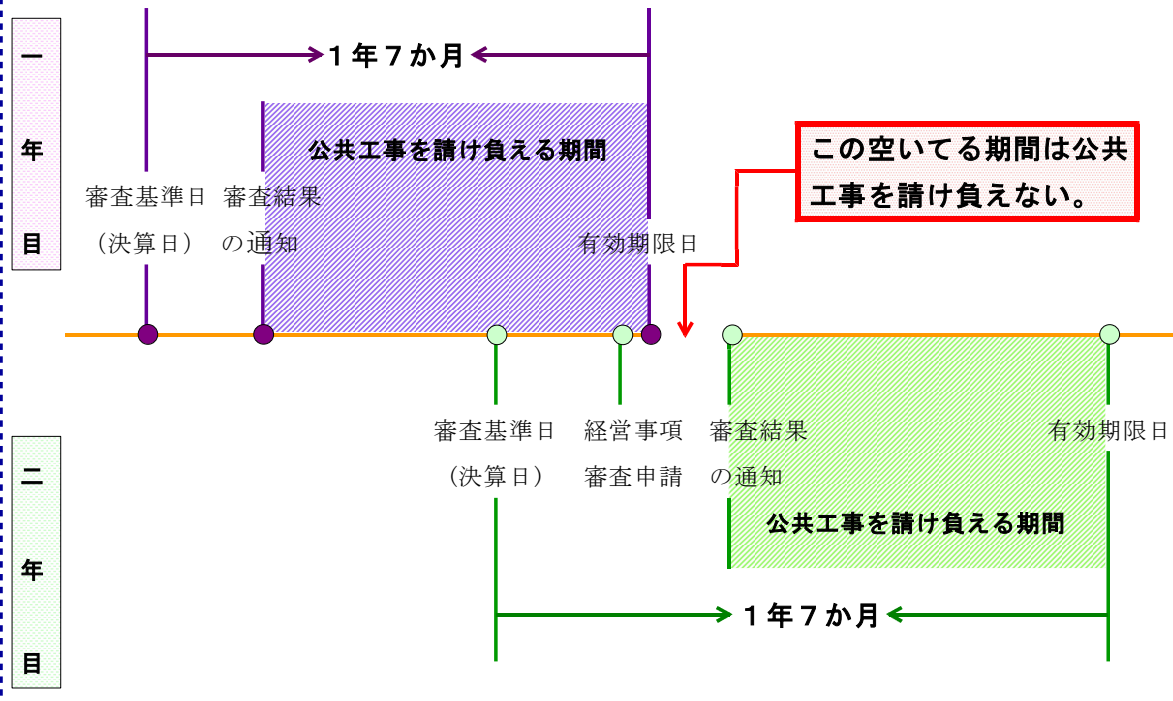


図3（申請が遅かったため有効期限が切れてしまったケース）



2 経営事項審査の申請手続きについて

(1) 経営事項審査の対象

審査基準日現在の申請者の経営規模、経営状況、技術力、社会性などを審査することになりますが、具体的に審査の対象となる項目は以下のとおりです。

区 分	審 査 項 目
(1) 経営規模 (X) (X = X 1 + X 2)	① 工事種別年間平均完成工事高 (X 1) ② 自己資本額及び利払前税引前償却前利益 (X 2)
(2) 経営状況 (Y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー (絶対額) ⑧ 利益剰余金 (絶対額)
(3) 技術力 (Z)	工事種別毎の技術職員数 工事種別毎の元請完成工事高
(4) 社会性等 (W)	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ア 建設業退職金共済制度加入の有無 イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無 ウ 法定外労働災害補償制度加入の有無 エ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 オ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 カ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 キ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 ク 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 ② 建設業の営業年数 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ア 品質管理に関する取組 (ISO9001) イ 環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)

経営事項審査では、以上の4つの項目それぞれに評点といわれる点数を付け、次の算定式により建設工事の種別ごとに総合評定値 (P) を算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

(2) 経営事項審査の方法

○ 経営状況分析と経営規模等評価

経営事項審査の方法は、大きく分けると、経営状況（Y）の審査を行う経営状況分析と、それ以外の経営規模（X）、技術力（Z）、社会性等（W）の審査を行う経営規模等評価の2つに分けられます。

このうち、経営状況分析は登録経営状況分析機関が、経営規模等評価は国土交通大臣許可業者であれば国（本店所在地を所管する国土交通省地方整備局）が、知事許可業者であれば本店所在地を所管する都道府県が審査を実施します。

なお、総合評定値（P）の請求は任意になります。請求は経営規模等評価申請時に併せて申請できますが、経営状況分析と経営規模等評価の両方の審査を受けていることが条件になります。（各発注機関の入札参加資格審査においては、総合評定値の通知を受けていることが必須となっている例が多く見られますのでご注意ください。）

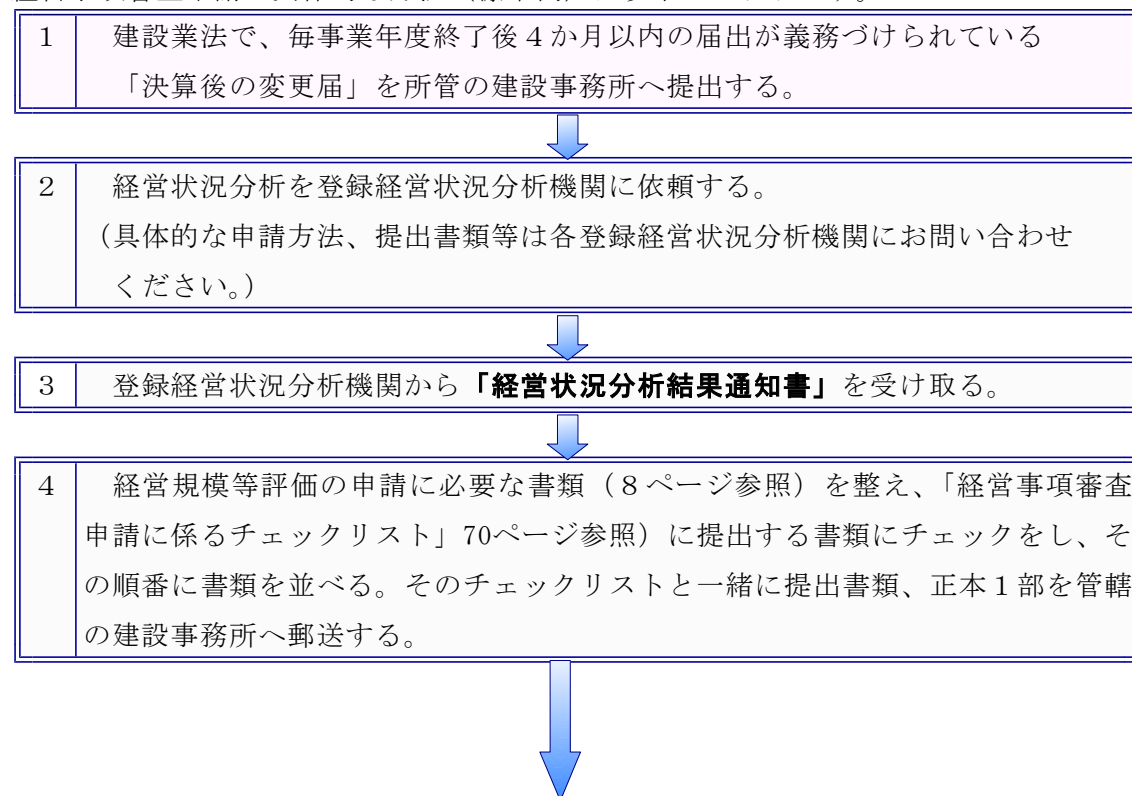
※ 経営状況分析の方法、必要書類、手数料については、各登録経営状況分析機関（101ページ参照）にお問い合わせください。

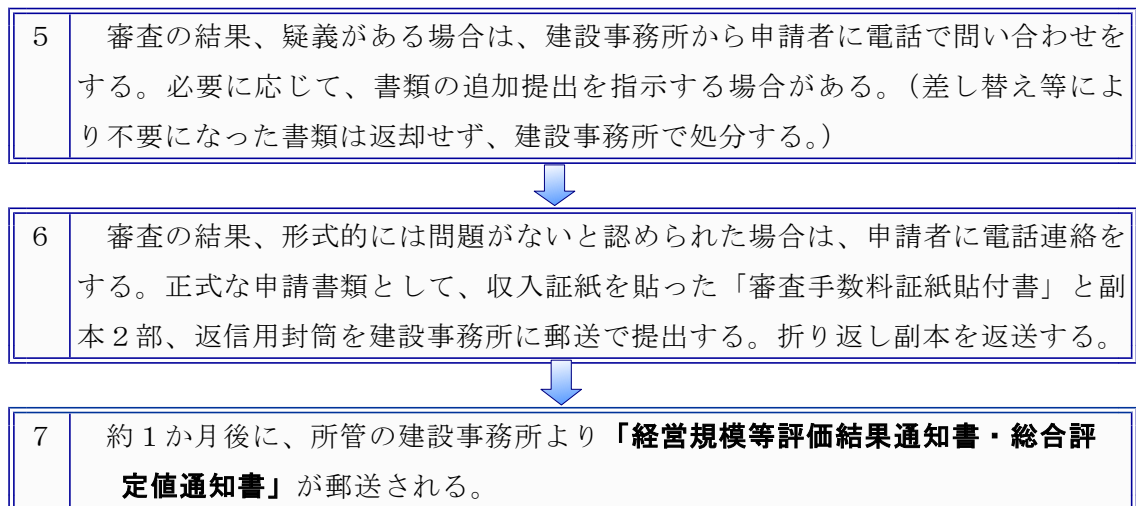
※ 福島県内の経営規模等評価申請の受付機関については69ページをご覧ください。なお、申請書の様式は、福島県土木部建設産業室のホームページ（68ページにアドレス記載）よりダウンロードしてください。

※ 国土交通大臣許可業者の経営事項審査申請の都道府県経由事務は令和2年3月末で廃止となりました。これ以降は、福島県知事許可業者に関する説明です。

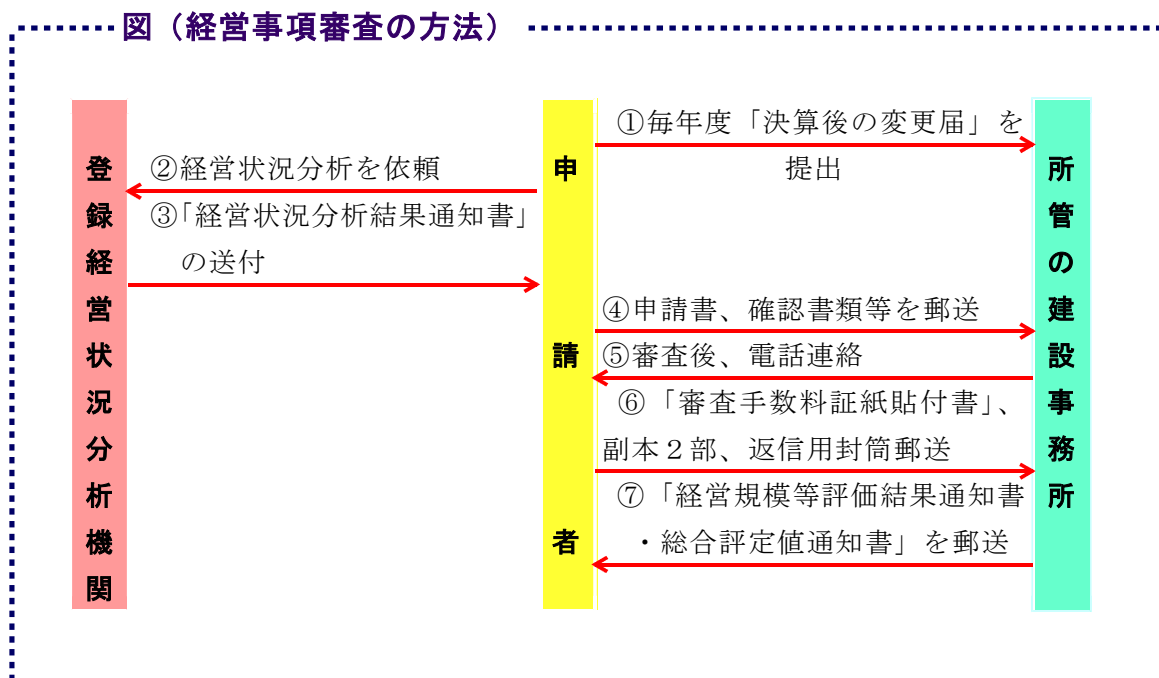
○ 申請の方法

経営事項審査申請の具体的な方法（標準例）は以下のとおりです。





以上の手順を図示すると次のようになります。



※ この点に注意！！

- ・経営状況分析に要する日数については、登録経営状況分析機関にお問い合わせください。
- ・経営規模等評価の審査日時は、申請書等が建設事務所に到着してから結果通知まで約1か月程かかります。経営規模等評価を申請しようとする場合は、これらの所要日数を考慮して、早めに申請手続を行ってください。
- ・申請書類を提出できる方は、個人申請者は申請者本人、法人申請者は当該法人の役員、従業員等です。申請手続の代理については、法律で行政書士又は弁護士に限られています。

○ 提出書類と確認書類

経営規模等評価の申請をする場合は、国土交通省令に定める申請書等のほか、関係添付書類を提出しなければなりません。また、審査を行うために必要な書類についてもコピーの提出をお願いすることになります。

なお、申請する場合、以下に示す「提出書類」及び「確認書類」を準備してください。

○「提出書類」

正本 1 部・副本 2 部（建設産業室用 1 部、申請者控 1 部）の計 3 部を下記の順に綴じて提出してください。

※建設産業室用には、No. 3, 4, 8, 9, 10 は不要です。

No.	提出書類名	備 考
1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十四)	(記載例 (P 35～P 42) を参照。)
2	工事種類別完成工事高 (別紙一)	(記載例 (P 43～P 55) を参照。)
3	工事経歴書 (様式第二号)	許可申請時(決算後の変更届を含む)に提出されていれば省略できます。
4	直前 3 年の各事業年度における 工事施工金額 (様式第三号)	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業を審査対象として申請している場合は、プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事についての対象事業年度(2 年又は 3 年)分の施行金額の内訳がわかるように記載してください。
5	技術職員名簿 (別紙二)	(記載例 (P 56～P 59) を参照。)
6	その他の審査項目 (別紙三)	(記載例 (P 60～P 65) を参照。)
7	経営状況分析結果通知書 (様式第二十五号の十)	原本。総合評定値を請求する場合のみ添付。
8	委任状	申請書を代理人が作成した場合に添付。
9	審査手数料証紙貼付書	P 76 を参照し、福島県収入証紙を貼り付ける。
10	建設機械の保有状況一覧表 (別表 1)	建設機械を 1 台以上保有している場合のみ (記載例 (P 83) を参照。)

○ 確認書類

※該当するものをすべてコピーの提出をお願いします。

No.	提示書類名	備 考
○ 申請全体に関する確認書類		
1	建設業許可通知書（建設業許可申請書）	申請日時時点で有効なもの、すべて提出する。 申請日時時点で更新中の場合、更新申請書の副本で受付済のもの。 上記許可の後に提出した変更届及び廃業届（一部廃業）がある場合は併せて提出する。
2	法人番号指定通知書 ※法人のみ	国税庁法人番号公表サイト検索結果一覧を出力したものも可。
3	法人税又は所得税納税確定申告書控え	原則税務署受付印があること。電子申請の場合は、「申告書」及び「受信通知」画面を印刷したもの。法人においては決算書、個人においては収支明細書に添付したもの。 （前審査、前々審査対象年度の経営事項審査を受審していない場合には、2年又は3年分提出する。） （令和7年1月以降に税務署に提出したものについて） ・税務署の受付印は不要。 ・電子申請の場合の「受信通知」画面の印刷書面は不要。
4	前期又は前々期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	完成工事高を2年平均で申請するときは前期分のみ提示すること。3年平均で申請するときは前々期分も併せて提出すること。
5	前回の経営規模等評価申請書等提出書類一式	建設事務所の受付印があるもの。
○ 完成工事高（元請完成工事高を含む。）に関する確認書類		
6	建設業許可の決算後の変更届	・完成工事高を2年平均で申請する場合は2年分、3年平均の場合は3年分提出すること。 ・届出をしていない場合は、申請する前に必ず提出すること。
7	消費税及び地方消費税の納税証明書	納税額等の記載のある「様式その1」を原則とする。また、事前審査書類提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。免税・非課税業者で申告を行わない場合でも「納税証明書」（様式その3、その3の2、その3の3いずれでもよい。）を提出すること。 （初めて受審する者又は前期の経営事項審査を受審しなかった者は2年又は3年分提出する。）
8	消費税確定申告書控え	原則税務署受付印があるものを提出すること。電子申告の場合は、「申告書」及び「受信通知」画面を印刷したもの。（前審査、前々審査対象年度の経営事項審査を受審していない場合には、2年又は3年分提出する。） （令和7年1月以降に税務署に提出したもの）

		について) ・税務署の受付印は不要。 ・電子申請の場合の「受信通知」画面の印刷書面は不要。
9	工事経歴書に記載された工事に係る請負契約書	審査対象事業年度（直近の決算期）の建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件分を提出する。なお、初めて受審する者又は前年受審しなかった者は、計算基準区分（2年平均又は3年平均）を提出すること。
○ 利払前税引前償却前利益に関する確認書類		
10	損益計算書（建設業法施行規則様式第16号）	・2年分提出すること。 ※ 提出書類7「経営状況分析結果通知書」中に、営業利益及び減価償却実施額の記載がある場合は、提出を省略できる。 なお、事業年度変更により審査月数が24ヶ月に満たない場合、組織変更等の場合等、ここには正しい額が記載されていないので、省略することはできない。
11	法人税申告書別表16（1）及び（2）並びにその他減価償却費として計上した金額を証明する書類	
○ 技術職員数・技術職員名簿に関する確認書類		
12	技術者の合格証、免許等	※免許等に有効期間の定めがなく、前回提出した「技術職員名簿」から変更ない職員については省略できます。
13	技術者の卒業証書又は卒業証明書	
14	能力評価（レベル判定）結果通知書（建設キャリアアップシステムのレベル3、4技能者について、登録基幹技能者講習を終了した者に準ずる者として加算対象とする場合） ※P85参照	
15	事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書若しくは所属企業の雇用証明書（恒常的雇用関係の確認）	資格取得日から審査基準日までの期間が 6か月超 であることを確認。 健康保険証写し提出の際は、被保険者の記号・番号及び保険者番号を黒塗りすること。
16	社会保険被保険者標準報酬月額決定通知書（常時雇用の確認）	申請日時点で最新のもの。 常勤性を確認。
17	住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、所得税源泉徴収票、賃金台帳及び出勤簿、タイムカード等	15～16の書類で恒常的雇用関係及び常勤性を確認できない場合に左記の書類を複数提出すること。
18	高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面（該当ある場合）	高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者がいる場合、確認。（様式第3号：「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」P73参照
19	継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則（該当ある場合）	上記18に関連して、常時10人以上の労働者を使用する企業の場合に提示すること。
20	監理技術者の資格者証及び監理技術者講習修了証	加算対象となる監理技術者がいない場合は提出不要。

21	登録基幹技能者講習修了証 (様式第30号) ※P82参照	加対象となる技能者がいない場合は提出不要。 ※平成20年3月31日以前の講習は、国の登録を受けていないため、加対象とならない。
○ その他の審査項目（社会性等）に関する確認書類		
(1) 建設業退職金共済制度加入の有無に関する確認書類		
22	勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合の発行する加入・履行証明書(経審申請用)	基準決算にかかるもの。 P76～P79参照
(2) 退職一時金制度導入の有無に関する確認書類		
23	退職手当の定めがある労働協約又は就業規則を示す文書	労働基準監督署の受付印のあるもの。
24	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書・共済契約書その他これらに類するもの	審査基準日を含む月の掛け金領収書でも可。
(3) 企業年金制度の有無に関する確認書類		
25	厚生年金基金の発行する加入証明書又は適格退職年金契約の契約書	
26	確定拠出年金導入の場合は確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書。確定給付企業年金導入の場合は基金型であれば企業年金基金の発行する加入者証明書、規約型であれば資産管理運用機関の発行する加入証明書。	
(4) 法定外労働災害補償制度加入の有無に関する確認書類		
27	(公財)建設業福祉共済団体若しくは(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基となった業務災害等に関する給付についての契約をしている場合で、これらの機関の発行する加入証明書又は保険証券その他これに類するもの。	次のすべての条件を満たすこと i 下請担保の表示があるもの ii 業務災害と通勤災害（出勤・退勤中の災害）担保の表示があるもの iii 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象としている旨の表示があるもの

(5) 知識及び技術又は技能の向上状況に関する確認書類		
28	様式第 4 号「C P D 単位を取得した技術者名簿」※P87参照	技術職員名簿（別紙二：提出書類5）に記載のない者を記載する。
29	様式第 5 号「技能者名簿」※P87参照	33に記載されている者を記載する。ただし、審査基準日現在においても申請者に雇用されている者に限る。 技術職員名簿又は28に記載がある従事者も計上される場合もある。
30	C P D 受講証明書、C P D 実績証明書、学習履歴証明書等	各認定機関により様式が異なる。 審査基準日以前 1 年間に取得したもの。
31	能力評価結果通知書 ※P85参照	審査基準日時点におけるものの能力評価結果通知書及び審査基準日以前 3 年前の日において受けている評価区分が分かる能力評価結果通知書を提出する。
32	44、45に記載がある者にかかる常勤性及び継続雇用の確認書類	上記15、16で確認している場合は省略できる。 上記15、16の書類と同じ。
33	技能者に係る施工体制台帳又は再下請通知書の作業員名簿	審査基準日において稼働している工事に係るもの。また、上記工事の名簿に記載のない技能者については、審査基準日以前 3 年以内に行った工事に係るものを提出する。
(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況に関する確認書類（えるぼし、くるみん、ユースエールの認定確認書類）		
34	都道府県労働局長から交付された直近の認定通知書（基準適合一般事業者主認定通知書、基準適合主認定通知書等）の写し	審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は加点対象とはならない。
(7) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関する確認書類		
35	様式第 6 号の「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」の提出	※令和 5 年 8 月 1 4 日以降を審査基準日とする申請から評価の対象となるため、同日前までを審査基準日とする経営事項審査については加点対象外（提出不要）。
(8) 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無に関する確認書類		
36	様式第 7 号の「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度に関する誓約書」の提出	「自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し※」 ※自主宣言制度H Pにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能。

(9) 建設業の営業継続の状況に関する確認書類		
37	裁判所から送付される民事再生又は会社更生手続開始決定通知書	平成23年4月1日以降に民事再生又は会社更生手続開始の申し立てを行った企業は提出すること。
38	民事再生又は会社更生手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）	平成23年4月1日以降に民事再生又は会社更生手続開始の申し立てを行った企業で、再生手続又は更生手続終結の決定を受けた場合は提出すること。
(10) 防災活動への貢献の状況に関する確認書類		
39	国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定	
40	所属している社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、以下の書類。 ・当該団体が締結している防災協定書 ・申請者が当該団体に加入していることを証する書類 ・防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類	・申請者が当該団体に加入していることを証する書類は、「最新の構成員名簿」、「会員証」、「当該団体が発行する証明書」等構成員であることが確認できるものとする。 ・防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類は、「当該団体の防災活動計画書（ただし災害時の役割が明示されていること）」、「当該団体が発行する証明書」等災害時に一定の役割を果たすことが確認できるものとする。
(11) 建設業経理に関する確認書類		
41	有価証券報告書又は監査調書	「会計監査人の設置」について加点する場合は、提出すること。
42	会計参与報告書	「会計参与の設置」について加点する場合は、提出すること。
43	「経理処理の適正を確認した書類」及び「証明者との雇用関係が確認できる書類」	「経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」について加点する場合は、下記のいずれかの者が証明した書類（事務取扱別記様式2）及び下記との雇用関係が確認できる資料を提出すること。 ①研修を受講した公認会計士、税理士 ②登録経理講習実施機関に登録された1級登録経理事務士 ※顧問会計士、顧問税理士等、社外の方の証明は不可。
44	公認会計士、税理士の資格を有することを証する書面、一級・二級登録経理試験（一級・二級登録経理士）の合格証書	一級・二級登録経理士の場合、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しない場合。
45	公認会計士、税理士に係る講習受講の修了証	資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年経過し、講習を受講した場合。

46	一級・二級登録経理士に係る一級・二級登録経理講習の受講の修了証	一級・二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない場合。
47	公認会計士、税理士、一級・二級登録経理士の常勤性が確認できる書類	上記15、16の書類と同じ。 ※6ヶ月を超える恒常的雇用関係は要しない。(審査基準日時点に常勤で在籍が必要。)
(12) 研究開発の状況に関する確認書類		
48	有価証券報告書又は改正後の様式を作成している場合は注記表(建設業法施行規則別記様式17号の2)	会計監査人設置会社で研究開発費を計上している場合は、提示すること。 (加対象は、開発費5,000万円以上。)
(13) 建設機械の保有状況に関する確認書類		
49	売買契約書及び特定自主検査記録表(新車で購入して1年以内のため特定自主検査を一度も受けていない場合は、出荷標章及び全体写真、または初回特定自主検査実施時期証明書)、自動車検査証又は移動式クレーン検査証	・以下の機種に限定 ☐ 建設機械抵当法施行令別表に規定されている以下の機種 ①ショベル系掘削機 ②ブルドーザー(自重3t以上) ③トラクターショベル(バケット容量0.4m³以上) ④モーターグレーダー(自重5t以上) ☐ 土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に以下の記載があるもの。 ①「ダンプ」 ②「ダンプフルトレーラー」 ③「ダンプセミトレーラー」 ☐ 労働安全衛生法施行令で掲げる以下の機種 第12条第1項第4号 ・移動式クレーン(つり上げ荷重が3t以上) 第13条第3項第33号 ・不整地運搬車 第13条第3項第34号 ・作業床の高さが2m以上の高所作業車 別表第7第4号 ・締固め用機械 別表第7第6号 ・解体用機械 ☐ 道路運送車両法で掲げる以下の機種 第60条第1項 ・自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車 ※特定自主検査は、労働安全衛生法に規定するもので、1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ検査者による検査。(正常に稼働する状態を確認)
50	リース契約書及び特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証	建設機械を保有していないが、審査基準日から将来に渡って1年7か月以上の使用期間があり、実質的に保有と同視しうるリース契約を締結している場合。(審査基準日以前に1年7か月以上の使用期間があったとしても加

		点の対象にはならない。)
(1 4) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況に関する確認書類		
51	審査登録機関の認証を証明する書類 (認証登録証明書及び付属書)	・(一財) 持続推進機構の「認証・登録証」によりエコアクション21の取得を確認。 ・(公財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又はJABと相互認証している認定機関 (UKAS等) に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001(環境管理) の取得を確認。 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は加点の対象外。(P34参照)

(3) 手数料

経営事項審査を受けるには、手数料がかかります。

経営規模等評価及び総合評定値請求にかかる手数料の額は、建設業法施行令及び地方公共団体手数料令により次表のとおり定められています。

○ 経営事項審査手数料（経営状況分析を除く）

	経営規模等評価にかかる手数料	総合評定値請求にかかる手数料
手数料の額	審査対象建設業が1業種の場合は10,400円。以下、1業種増す毎に2,300円を加算した額	審査対象建設業が1業種の場合は600円。以下、1業種増す毎に200円を加算した額
納付方法	いずれの手数料も、福島県収入証紙を、審査手数料証紙貼付書に貼り付けて納付すること。	

○ 手数料早見表

A＝経営規模等評価手数料

B＝総合評定値請求手数料

C＝経営規模等評価手数料＋総合評定値請求手数料（A＋B）

申請業種数	A	B	C	申請業種数	A	B	C
1業種	10,400円	600円	11,000円	16業種	44,900円	3,600円	48,500円
2業種	12,700円	800円	13,500円	17業種	47,200円	3,800円	51,000円
3業種	15,000円	1,000円	16,000円	18業種	49,500円	4,000円	53,500円
4業種	17,300円	1,200円	18,500円	19業種	51,800円	4,200円	56,000円
5業種	19,600円	1,400円	21,000円	20業種	54,100円	4,400円	58,500円
6業種	21,900円	1,600円	23,500円	21業種	56,400円	4,600円	61,000円
7業種	24,200円	1,800円	26,000円	22業種	58,700円	4,800円	63,500円
8業種	26,500円	2,000円	28,500円	23業種	61,000円	5,000円	66,000円
9業種	28,800円	2,200円	31,000円	24業種	63,300円	5,200円	68,500円
10業種	31,100円	2,400円	33,500円	25業種	65,600円	5,400円	71,000円
11業種	33,400円	2,600円	36,000円	26業種	67,900円	5,600円	73,500円
12業種	35,700円	2,800円	38,500円	27業種	70,200円	5,800円	76,000円
13業種	38,000円	3,000円	41,000円	28業種	72,500円	6,000円	78,500円
14業種	40,300円	3,200円	43,500円	29業種	74,800円	6,200円	81,000円
15業種	42,600円	3,400円	46,000円				

(4) 審査の内容

経営事項審査では、(2) で示した提出書類と確認書類を基に以下の内容を審査します。

ア 経営規模

(ア) 完成工事高 (X 1)

許可を受けた建設業に関する工事種別毎の年間平均完成工事高 (申請日の直前 2 年又は 3 年平均) を審査します。平均完成工事高の基準を 2 年平均にするか 3 年平均にするかは申請者の任意選択になります。

なお、完成工事高の計上にあたっては以下の点について注意が必要です。

- ・審査対象業種ごとに 2 年又は 3 年平均を選択することはできません。全ての審査対象業種で同一の基準で審査します。
- ・一つの請負契約にかかる完成工事高を、二つ以上の業種に分割又は重複して計上することはできません。
- ・契約後 V E にかかる公共工事の完成工事高については、契約後 V E による縮減前の契約額で計上できます。なお、この場合には、契約後 V E による縮減額が証明できる書面を提示してください。
- ・免税業者を除いて、完成工事高は消費税抜きで計上してください。
- ・工事に関わる売上でないものは完成工事高に含めることはできません。(除雪、樹木の剪定、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、公園管理業務、法面草刈り、側溝泥上げ等は建設工事に該当しません。)
- ・合併、分割、営業譲渡、法人成り等の特殊事例に関する完成工事高の計上方法については、審査を担当する建設事務所まで別途ご相談ください。

(イ) 自己資本額及び利払前税引前償却前利益 (X 2)

○ 自己資本の額

審査基準日現在の決算 (以下「基準決算」といいます。) における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額を審査します。自己資本の額を審査基準日現在の額で申請するか、前期分との 2 期平均で計上するかは申請者の任意選択になります。

- ・自己資本の額は、貸借対照表の「純資産の部」の純資産合計の額になります。
- ・審査基準日現在で自己資本額を申請した場合は、経営状況分析結果通知書の中の自己資本額の数値と基本的に一致します。

○ 利払前税引前償却前利益

基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益 (=EBITDA) の 2 期平均の額を

審査します。

- ・ 利払前税引前償却前利益 = 営業利益 + 減価償却費
- ・ 各決算期の営業利益の額は、損益計算書の「営業利益」の額になります。
- ・ 各決算期の減価償却費の額は、法人税申告書別表 16 (1) (旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) 及び (2) (旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) に記載の減価償却額になります。
- ・ 決算期が 12 か月に満たない場合等の換算方法は完成工事高の計算方法と同様になります。(「経営状況分析結果通知書」参考値とは一致しません)

イ 経営状況 (Y)

経営状況分析については、各登録分析機関で審査を行うことになりますので、審査の具体的な方法、必要書類等は各登録分析機関にお問い合わせください。

なお、審査項目の具体的な内容は下記のとおりです。

○ 負債抵抗力指標

(ア) 純支払利息比率 (Y 評点への寄与度 29.9%)

$$\text{純支払利息比率} = (\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100$$

(上限値: 5.1、下限値: -0.3)

(イ) 負債回転期間 (Y 評点への寄与度 11.4%)

$$\text{負債回転期間} = (\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$$

(上限値: 18.0、下限値: 0.9)

○ 収益性・効率性指標

(ウ) 総資本売上総利益率 (Y 評点への寄与度 21.4%)

$$\text{総資本売上総利益率} = \text{売上総利益} / \text{総資本 (2 期平均)} \times 100$$

(上限値: 63.6、下限値: 6.5)

※ 2 期平均の総資本が 3 千万円以下の場合は、3 千万円と読み替えて計算する。

(エ) 売上高経常利益率 (Y 評点への寄与度 5.7%)

$$\text{売上高経常利益率} = \text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$$

(上限値: 5.1、下限値: -8.5)

○ 財務健全指標

(才) 自己資本対固定資産比率 (Y 評点への寄与度 6.8%)

$$\text{自己資本対固定資産比率} = \text{自己資本} / \text{固定資産} \times 100 (\text{固定比率の逆数})$$

(上限値: 350.0、下限値: -76.5)

(力) 自己資本比率 (Y 評点への寄与度 14.6%)

$$\text{自己資本比率} = \text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$$

(上限値: 68.5、下限値: -68.6)

○ 絶対的力量指標

(キ) 営業キャッシュフロー (絶対額) (Y 評点への寄与度 5.7%)

$$\text{営業キャッシュフロー (絶対額)} = \text{営業キャッシュフロー※2期平均} / 1 \text{ 億}$$

(上限値: 15.0、下限値: -10.0)

※営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却費±引当金増減額－法人税住民税及び事業税
±売掛債権増減額±仕入債務増減額±棚卸資産増減額±受入金増減額

(ク) 利益剰余金 (絶対額) (Y 評点への寄与度 4.4%)

$$\text{利益剰余金 (絶対額)} = \text{利益剰余金} / 1 \text{ 億}$$

(上限値: 100.0、下限値: -3.0)

ウ 技術力及び元請完工高 (Z)

○技術力

許可を受けた建設業の工事種別ごとの審査基準日現在の技術職員数を審査します。
以下に説明する「技術者」に該当する方がいる場合は、確認書類を提出してください。
なお、申請にあたっては次の点に注意をしてください。

◇「職員」の範囲

- ・ここでいう「職員」とは、「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」のうち、建設業に従事する職員を指します。したがって、常勤の役員や個人事業主も常勤であれば職員数に含まれます。逆に、代表権を持つ役員であっても、非常勤であれば職員数にはカウントされません。なお、監査役については常勤・非常勤を問

わず職員には含まれません。

- ・「日雇」、「農閑期だけ」、「特定の工事だけ」のように、期間を限定されて雇われている労働者については、職員としてカウントされません。
- ・出向社員については、出向協定書、出向先の出勤簿等で出向先での常勤性が確認できれば、出向先の職員としてカウントされます。なお、この場合出向元の職員にはカウントされませんので注意が必要です。

◇「職員」の認定にかかる審査方法

- ・職員の認定にあたっては、事務所の名称が記載された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」若しくは「所属企業の雇用証明書」により 6 か月超前からの雇用を確認します。
- ・直近の「社会保険標準報酬決定通知書」で常時雇用を確認します。
- ・上記社会保険・雇用保険関係の書面で確認できない職員については、住民税特別徴収税額通知書、所得税源泉徴収票、賃金台帳、出勤簿、タイムカード等で審査基準日以前 6 ヶ月超の恒常的雇用が確認できるものを複数提出してください。

☆高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者の場合

- ・上記確認方法で 6 ヶ月超前からの雇用、常時雇用を確認します。
- ・「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第 3 号）で、継続雇用制度対象者を確認します。なお、常時 10 人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を提出してください。

◇「技術者」の範囲

ここでいう「技術者」とは、上記で説明した「職員」のうち、以下のいずれかの区分に該当する者を指します。

a 建設業法第 7 条第 2 号イの規定に該当する者

→許可を受けた建設業の工事種別について、高等学校校若しくは中高等学校を卒業した後 5 年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者。（詳しい指定学科は P 94 を参照してください。）

b 建設業法第 7 条第 2 号ロの規定に該当する者

→許可を受けた建設業の工事種別について 10 年以上の実務経験を有する者

c 建設業法第 7 条第 2 号ハ、同法第 15 条第 2 号イの規定に該当する者

→上記技術者と同等以上の知識及び技能又は技術を有するものとして国土交通大臣が指定した資格を持つ者。（詳しい指定資格については、P 91 の技術者一覧表を

参照してください。)

d 建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者

→国土交通大臣が同法第15条第2号イ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者

e 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者

f 建設業法施行令第29条第1号又は第2号に掲げる者

→監理技術者を補佐する資格を有する者（主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者）

g 建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定により技能や経験の評価が最上位又はそれに次ぐものとされた建設技能者

→建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル4又はレベル3の建設技能者。

◇「技術者」の確認方法

次の確認書類を基に、技術者に該当するかどうかを審査します。

a 建設業法第7条第2号イの規定に該当する者の場合

学校の卒業証書又は卒業証明書を提示してください。また、技術者の認定に必要な実務経験について、それぞれ必要な年数分の「実務経験証明書」を提出してください。

b 建設業法第7条第2号ロの規定に該当する者の場合

10年以上の実務経験の実績の「実務経験証明書」を提出してください。

c 建設業法第7条第2号ハ、同法第15条第2号イの規定に該当する者の場合

技術者の合格証、免許証等を提出してください。

d 建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者の場合

国土交通大臣（建設大臣）が証する認定証（大臣特別認定証）を提出してください。

e 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者

建設業法に基づく国の登録を受けた基幹技能者講習を受講した者について加点対象となります。登録基幹技能者講習修了証の写しにより確認します。

なお、平成20年3月31日以前の講習については、制度改正前のため、国の登録をうけておりません。従って、当該講習を受講していたとしても加点対象となりませんので御注意ください。

f 建設業法施行令第29条第1号又は第2号に掲げる者

技術者の合格証、免許証等を提出してください。

g 建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定により技能や経験の評価が最上位又はそれに次ぐものとされた建設技能者

能力評価結果通知書を提出してください。

◇加点対象となる業種について

技術職員 1 人につき 2 業種まで加点対象となります。

この結果、申請しようとしていた許可業種の技術職員が 0 人となってしまった場合であっても、経営事項審査を申請することができます。（あくまで技術職員が加点対象とされないだけであって、申請できないわけではありません。）

☆ 2 業種の考え方

- ・ 1 つの資格から 2 業種を選択することができます。

例： 1 級土木施工管理技士 → 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事

- ・ 2 つの資格から、それぞれ 1 業種ずつを選択することができます。

例： 1 級土木施工管理技士 → 土木一式工事

1 級建築施工管理技士 → 建築一式工事

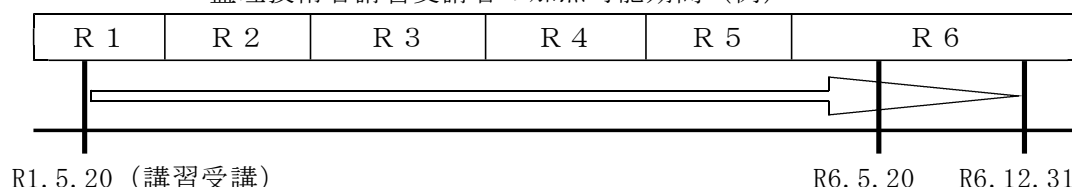
※ 1 業種で 2 つの資格を選択することはできません。

◇監理技術者講習の受講の加点について

申請する業種について、次の①～③の要件を全て満たす場合は、監理技術者講習の受講について加点の対象となります。

- ① 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（1 級国家資格者相当）
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 建設業法第26条の 6 から第26条の 8 までの規定による講習の修了日から 5 年後の 12 月 31 日までの間に審査基準日が含まれていること。

監理技術者講習受講者の加点可能期間（例）



上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しにより確認します。

なお、現行の 2 級技術者やその他の技術者（実務経験者等）が監理技術者講習修了証を保有していても加点対象にはなりません。

◇その他注意事項

実務経験を要するものにおいて、実務経験業種に 2 つの業種をあげている場合は、それぞれにつき規定の経験年数が必要となります。

◇新規掲載者について

当事業年度開始日の直前 1 年以内に技術職員となった者に○を付けてください。

◇審査基準日の現在の満年齢

社会保険被保険者標準報酬月額決定通知書など生年月日が分かるもので満年齢を確認します。

◇C P D 単位取得数の欄

審査基準日以前1年間に取得し、C P D 認定団体によって修得を認定されたC P D 単位数を、「告示別表第20」(P86参照)の左欄に掲げる団体の数値(右欄)で除し(÷)、30を乗じた(×)数値を記載します。ただし、1人当たりの単位取得数の上限は30単位までとなっています。また、C P D 認定団体によって修得を認定されたC P D 単位数とは、「C P D 受講証明書」等で確認します。

※1人の技術者につき、2以上のC P D 認定団体によって単位の取得が認められた場合は、いずれか1つのC P D 認定団体において習得を認定された単位をもとにC P D 単位取得数を計算してください。

○元請完工高

元請のマネジメント能力を評価する観点から、元請の完工高が評価の対象となります。記載方法については、完成工事高(X1)と同様です。

ここでの「元請」とは、建設工事(他の者から請け負った者を除く。)の注文者から直接請負契約を締結した者を指します。

エ 社会性等(W)

(ア)労働福祉の状況

a 建設業退職金共済制度加入の有無

審査基準日現在で、建設業退職金共済制度への加入の有無を審査します。

申請にあたっては以下の点に注意してください。

◇建設業退職金共済制度とは

建設現場で働く労働者は、多くの場合現場を転々とし、その度に雇用主も替わることから、企業の退職金制度になじみません。このため、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図ることを目的として、建設業界全体の退職金制度として設けられている制度が「建設業退職金共済制度」です。

本制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設され、「勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合」が運営しており、建設業の事業主が同機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、現場労働者を被共済者として、その労働者に同機構が交付する共済手帳に事業主が働いた日数に応じ共済証紙を貼ることによって掛金納付が行われ、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、同機構が直接労働者に退職金を支払う仕組みとなっています。

◇確認方法

勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合が発行する「建設業退職金共済事業加

入・履行証明書（経営事項審査用）」（P77参照）により確認します。

b 退職一時金制度若しくは企業年金制度の有無導入の有無

「退職一時金制度」若しくは「企業年金制度」のいずれか1つ以上導入している企業であれば加対象となります。

○退職一時金制度導入の有無

審査基準日現在において、次のいずれかの退職金制度を導入しているかどうか審査します。

◇対象となる退職金制度

（a）会社独自の退職金制度

審査基準日現在で、会社の就業規則や労働協約等で退職金に関する規定を設けているかどうかを審査します。

（b）中小企業退職金共済制度

審査基準日現在で、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の運営する中小企業退職金共済制度を導入しているかどうかを審査します。

（c）特定退職金共済制度

審査基準日現在で、所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体の運営する退職金共済制度を導入しているかどうか審査します。

◇確認方法

（a）会社独自の退職金制度

労働協約や就業規則、退職金規程等、退職金についての定めがある文書で確認します。ただし、いずれの文書にも労働基準監督署の受付印のあるもの（従業員が10名未満の場合は除く）に限りします。

（b）中小企業退職金共済制度

勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が発行する「中小企業退職金共済制度加入証明書」又は共済契約書で確認します。

（c）特定退職金共済制度

当該運営団体発行の退職金共済契約の加入証明書又は共済契約書で確認します。

○企業年金制度の有無

審査基準日現在で、以下の企業年金に加入しているかどうか審査します。

◇対象となる企業年金

（a）厚生年金基金

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生年金保険の適用事業主が企業ごと又は職域ごとに設立して、厚生年金の上乗せ給付を目的とする企業年金制度です。

(b) 確定給付年金

確定給付企業年金とは、企業や組合などが実施する年金制度で、資産運用のリスクは企業や組合が負い、年金として加入者に支払われる給付金は一定額に定められている企業年金制度です。

確定給付企業年金には「規約型」と「基金型」の2形態の枠組みがあります。

・規約型企業年金

労使合意に基づき制定した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、その企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金です。

・基金型企業年金

労使合意に基づき企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、その基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金です。

(c) 確定拠出年金（企業型）

確定拠出年金とは、毎月決められた掛金を支払い、その積立金の運用した成績に応じて将来の給付額が決まる企業年金制度です。

確定拠出年金には、自営業者等が加入できる「個人型年金」（掛金は個人が拠出）と、企業が導入し、従業員を加入させる「企業型年金」（掛金は企業が拠出）の2形態がありますが、このうち経営事項審査において加点の対象となるのは「企業型年金」になります。

・「企業型年金」

企業型年金では、労使合意に基づいて企業型年金規約を定め、60歳未満の従業員が加入者となり、会社が加入者に対して毎月一定額の掛金を拠出します。企業型年金の加入者は、会社から拠出された掛金を自己の責任において運用し、その実績次第で受け取る年金額が変わります。

◇確認方法

(a) 厚生年金基金

厚生年金基金の発行する加入証明書で確認します。

(b) 確定給付年金

確定給付企業年金導入の場合は基金型であれば企業年金基金の発行する加入者証明書、規約型であれば資産管理運用機関の発行する加入証明書で確認します。

(c) 確定拠出年金

確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書で確認します。

e 法定外労働災害補償制度の有無

審査基準日現在で、政府の労災保険制度の上乗せ給付を目的として、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者等、保険会社との間に、労働者災害補償保険法に基づいて労災保

険契約を締結しているかどうか審査します。

◇注意事項

「加入有り」となるのは、保険契約上次の①～③**全ての要件を満たす場合**に限られます。

- ①業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
- ②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負がある場合、下請負人すべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
- ③少なくとも、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とすること。（ただし、業務起因性の疾病は対象外でもよい）

※工事現場ごとに加入する制度や記名式の制度は対象となりません。

※準記名式の普通傷害保険については、上記①～③の要件に加え、次の2点を満たしている場合は対象となります。

- i 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済であること。
- ii 被保険者数が「直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負がある場合、下請負人すべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。」の要件を満たしていること。

◇確認方法

（a）（公財）建設業福祉共済団と契約を締結している場合

（公財）建設業福祉共済団が発行する建設労災補償共済制度加入証明書で確認します。

（b）（一社）全国建設業労災互助会と契約を締結している場合

（一社）全国建設業労災互助会が発行する全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書で確認します。

（c）全日本火災共済協同組合連合会と契約を締結している場合

全日本火災共済協同組合連合会が発行する労働災害補償共済契約加入者証書で確認します。

（d）中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度に加入加入者証書で確認します。

（e）（一社）全国労働保険事務組合連合会と契約を締結している場合

（一社）全国労働保険事務組合連合会が発行する加入者証書で確認します。

（f）建設業者団体と契約を締結している場合

建設業団体等が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険制度の加入を証明する書類で確認します。

（g）保険会社と契約を締結している場合

保険会社の発行する保険証券で確認します。

※準記名式の普通傷害保険の場合は、保険証券に加えて、政府労災保険の審査基

準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面で確認します。

(イ) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

○若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

審査基準日時点で、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合に加点

○新規若年技術職員の育成及び確保の状況

審査基準日から遡って1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が審査基準日における技術職員の人数の合計の1%以上の場合に加点

※若年技術職員とは、技術職員のうち審査基準日において満35歳未満の者を指します。

なお、満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。(年齢計算ニ関する法律(明治35年法律第50号)○1)

◇確認方法

・技術職員名簿(別紙二)により確認します。

(ウ) 知識及び技術又は技術の向上に関する取組の状況

建設工事に従事する者は、工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているため、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価することとなり、新設されました。

技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年前に取得したCPD単位の平均値により評価します。

技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価します。

◇確認方法

・様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」P87の「CPD単位総計」の数値をCPD受講証明書等により確認します。

・様式第5号「技能者名簿」(P88参照)、「作業員名簿」(P89参照)、能力評価結果通知書等により確認します。

※加点の計算方法は次頁のとおりです。

$$\text{加点の計算方法} = \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \text{※1} \quad \text{①} + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \text{※2} \quad \text{②}$$

※1 ①には、CPD単位取得数 技術者数 で算出した数値が、 3未満の場合は0 3以上6未満の場合は1 6以上9未満の場合は2 9以上12未満の場合は3 12以上15未満の場合は4 15以上18未満の場合は5 18以上21未満の場合は6 21以上24未満の場合は7 24以上27未満の場合は8 27以上30未満の場合は9 30の場合は10を代入する。	※2 ②には、技能レベル向上者数 技能者数－控除対象者数 で算出した数値を百分率で表した数値が、 1.5%未満の場合は0 1.5%以上3%未満の場合は1 3%以上4.5%未満の場合は2 4.5%以上6%未満の場合は3 6%以上7.5%未満の場合は4 7.5%以上9%の場合は5 9%以上10.5%未満の場合は6 10.5%以上12%未満の場合は7 12%以上13.5%未満の場合は8 13.5%以上15%未満の場合は9 15%以上の場合は10を代入する。
--	--

上記算式から求められた数値を右表に当てはめ、加点点数を決定する。

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	加点点数
(1)	10	10
(2)	9以上10未満	9
(3)	8以上9未満	8
(4)	7以上8未満	7
(5)	6以上7未満	6
(6)	5以上6未満	5
(7)	4以上5未満	4
(8)	3以上4未満	3
(9)	2以上3未満	2
(10)	1以上2未満	1
(11)	1未満	0

〔計算例〕

※技術者数→別紙二：技術職員名簿に記載された人数＋様式第4号：CPD単位を取得した技術職員名簿に記載された人数

10人 + 5人

※CPD単位取得数総計

→様式第4号：CPD単位を取得した技術者名簿に記載されたCPD単位総計

240単位

※技能者数→様式第5号：技能者名簿に記載された人数

20人

※技能レベル向上者

→様式第5号：技能者名簿のレベル向上の有無の欄に「○」が記載された人数

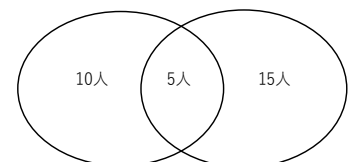
1人

※控除対象者数

→様式第5号：技能者名簿の控除対象の欄に「○」が記載された人数（キャリアアップシステムが2019年4月から運用されたので、令和3年度は該当者はいない）

5人

技術者：15人 技能者：20人



$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{240}{15} = 16 \quad \text{上記表により 5となる} \quad \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者－控除対象者数}} = \frac{1}{20-5} = 0.066 = 6.66\% \quad \text{上記表により 4となる}$$

$$\frac{15}{15+20} \times 5 + \frac{20}{15+20} \times 4 = 4.4 \quad \text{上記表により(7) 4の加点となる}$$

◇注意事項

- ・「CPD単位数」は、審査基準日以前1年間に取得したもので、1人当たりの単位取得数の上限は30単位までとなっています。なお、CPD単位の計算方法については、P85「告示別表第20」をご覧ください。
- ・加点対象となる場合は、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」及び様式第5号「技能者名簿」で、CPDの受講をしていない者や、レベル向上をしていない者も含めて各種名簿を作成し、その者の確認書類が必要になります。（P63参照）

(エ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況
審査基準日における各種認定の取得状況について審査します。

◇注意事項

審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象とはなりません。

◇確認方法

「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」で確認します。

(オ) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において、建設工事に従事する者の終了履歴を蓄積するために、国土交通大臣が定める必要な措置を実施していたかを審査します。

◇注意事項

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用となりますので、審査基準日が令和5年8月13日までの申請は「非該当」になります。

◇確認方法

様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」(P90参照)で確認します。

(カ) 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無

審査基準日時点での建設技能者を大切にせる企業の自主宣言の有無を審査します。
自主宣言制度については、国土交通省のHPを確認願います。

◇確認方法

自主宣言制度HPにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードし提出してください。

◇注意事項

審査基準日が宣言日以降であることが必要となります。

(キ) 建設業の営業継続の状況

○営業年数

審査基準日までの建設業の営業年数（許可又は登録を受けて営業を行っていた年数のこと）を審査します。

◇注意事項

- ・営業年数に年未満の端数がある場合は切り捨ててください。
- ・営業休止期間は営業年数の期間には含まれません。

○民事再生法又は会社更生法の適用の有無

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、社会性等（W点）の評価で、以下の減点措置をします。

- ・再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律60点（「営業年数」

評価の最高点)の減点となります。

- ・再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタートとなります。

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用します。

◇再生（更生）期間中であることの確認方法

- ・手続開始決定日については、裁判所から送付される手続開始決定通知書で確認
- ・手続終結決定日については、手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）で確認

(ク) 防災活動への貢献の状況（防災協定締結の有無）

国や地方公共団体等（P97参照）と直接又は間接的（国や地方公共団体等と防災協定を結んでいる社団法人等の構成員として）に防災協定を締結し、災害時の防災活動によって社会的貢献を果たしているかどうか審査します。

◇確認方法

- ・公共機関と直接防災協定を締結している場合

公共機関との間で締結した防災協定で確認します。

- ・加盟する社団法人等が公共機関と防災協定を締結している場合

以下の書類で確認します。

- a 社団法人等と公共機関の間で締結された防災協定
- b 社団法人等の団体に加入していることを証する書類（最新の構成員名簿、会員証、当該団体が発行する証明書等）
- c 申請者が防災協定に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の防災活動計画書、当該団体が発行する証明書等）

◇注意事項

- ・「活動計画書」には、「河川復旧班」や「資材調達班」など実際の災害にあたって構成員がどのような具体的な役割を課せられているのか明記されている必要があります。単なる「災害時の連絡網」のようなものでは、実際にその構成員がどのような役割を果たすのか明確ではないため、役割が明確になっていない場合には、加盟する社団法人等の発行する証明書が必要になります。

(ケ) 法令遵守の状況

審査基準日の直前1年間に営業停止や指示処分を受けた方は、減点の対象となります。入札参加資格制限措置は、監督処分ではないので該当しません。

審査基準日以降に営業停止や指示処分を受けた方は、今回の申請では減点対象とはなりません。翌年度の経営事項審査申請の際に減点対象となります。

(コ) 建設業の経理の状況

○監査の受審状況

会計監査人の設置、会計参与の設置又は建設業の経理実務の責任者のうち講習を受講した※公認会計士、税理士若しくは登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士のいずれかに該当する者（社内の者に限ります。いずれも顧問会計士や顧問会

計士等社外の者による監査は加点対象外です。)が自主監査を行う場合に加点対象となります。

上記の該当する項目に応じ、必要とされる確認書類を提示してください。

※公認会計士…公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者

税理士…税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者

1級登録経理士…・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者

・1級登録経理講習を受講した者であって、受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しないもの

○公認会計士等の数

審査基準日において建設業に従事する職員のうち、研修を受講した公認会計士、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された一級・二級登録経理士の数審査します。

また、研修とは、公認会計士法第28条の規定による研修又は所属税理士会が認定する研修を受講したものです。

なお、一級登録経理士については、一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者又は一級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者です。

また、二級登録経理士については、二級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者又は二級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者です。

令和5年3月までは、平成28年度以前に一級・二級登録経理試験に合格した者も含まれます。

◇注意事項

- ・評価の対象となる方は常勤職員に限ります。
- ・技術職員として計上されている方も、資格を持っていれば評価の対象となります。

◇確認方法

- ・「公認会計士」「税理士」については、研修受講を証明する書面で確認します。
- ・「一級・二級登録経理士」については、合格証書又は合格証明書（合格してから5年を経過しないもののみ）、登録経理講習の修了証で確認します。

(サ) 研究開発費の状況

会計監査人設置会社（上記監査の受審状況で「1」を入力した場合に限る）で研究開発費が5,000万円以上の場合に計上できます。

(シ) 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及び

モーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」と記載されているもの（以下「ダンプ車」という。）、**「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車**並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、**同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車**、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械の所有台数に応じて加点評価を行います。（下記表のとおり、最高15点）

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経営事項審査の有効期間（審査基準日以降1年7ヶ月）中の使用期間が定められているリース等についても、同様に取り扱います。

【参考】保有台数ごとの加点は以下のとおり。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8~9	10~11	12~13	14~15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

評価対象となる「建設機械」は、次頁に掲げるものです。

◇確認方法

- ・建設機械の保有状況一覧表（別表1）を提出してください。（記載例83P参照）
- ・建設機械の所有については、売買契約書及び特定自主検査記録表、自動車検査証、移動式クレーン検査証で確認します。
- ・建設機械をリース契約している場合は、リース契約書で確認します。
- ・特定自主検査（労働安全衛生法に規定するもの）は、1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ検査者による検査で、特定自主検査記録表により建設機械が正常に稼働する状態を確認します。（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械）。加点対象となるには、審査基準日直前1年以内に検査を受けたものについて提示してください。
- ・移動式クレーンは移動式クレーン検査証、ダンプ車は自動車検査証で確認します。

◇注意事項

リース契約の場合、審査基準日から将来に渡って1年7か月以上の使用期間があり、実質的に保有と同視しうるリース契約を締結している場合に限ります。

なお、審査基準日以前に1年7か月以上の使用期間があったとしても加点の対象にはなりません。

建設機械の名称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイ ルドライバーのアタッチメントを有するもの（建設機械抵当法施行令別表）
ブルドーザー	自重3トン以上のもの（建設機械抵当法施行令別表）
トラクターショベル	バケット容量が0.4立法メートル以上のもの（建設機械抵当法施行令別 表）
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの（建設機械抵当法施行令別表）
ダンプ車	検査証の形状の欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラー」「ダンプセミトレ ーラー」と記載されたもの ※検査証に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等 の運搬が制限されている車両については加対象外。
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの（労働安全衛生法施行令）
高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの。
締固め用機械	自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラ ー」が該当。 ※コンパクタやランマー等明確に自走能力が無い建設機械は特定 自主 検査の対象ではないため加対象外。
解体用機械	「ブレーカー」（労働安全衛生法施行令別表）、「鉄骨切断機」「コンクリ ート圧砕機」「解体用つかみ機」（労働安全衛生規則） が該当する。
アスファルト・フィニ ッシャ	検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている 大型特殊自動車該当する。
不整地運搬車	不整地運搬車構造規格を満たすものが該当する。（労働安全衛生法施行令）

（ス）国及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

エコアクション21、ISO9001（品質管理）及びISO14001（環境管理）の取得状況について、審査します。

◇確認方法

エコアクション21について

（一財）持続性推進機構の認証・登録証にて取得を確認します。

ISO9001、ISO14001について

審査登録機関の認証を証明する書類（**認証登録証明書及び付属書**）で、（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関（UKAS等）に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001（環境管理）の取得を確認します。

◇注意事項

認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は加点の対象外です。

「認証範囲に建設業が含まれていること」とは、「申請者が保有する建設業許可業種のいずれかが含まれていること」を意味します。また、従たる営業所では「従たる営業所において「営業しようとする建設業」として申請・許可された建設業種のいず

れかが含まれていること」意味します。（令和 7 年 4 月 1 日以降を審査基準日とする
経営事項審査から適用。）

3 経営規模等評価申請書の記載の仕方

① 様式第25号の14 経営規模等評価申請書（20001帳票）

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

記載例

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書 ~~経営規模等評価再審査申立書~~ 総合評定値請求書

令和 2年 6月 1日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。

~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 福島県知事 殿		行政庁記入欄につき、申請者は記載しないで下さい。		〒 960-8670 福島市杉妻町2-16 株式会社福島建設工業 代表取締役 福島 一郎					
行政庁側記入欄		項 番		請求年月日		土木事務所コード		整理番号	
申請年月日		01		令和 01年 01月 01日		令和 01年 01月 01日		15 20	
申請時番号		02		大臣許可は「00」、知事許可「07」を記入します。		右詰、左余白は「0」で埋めてください。		年月日	
申請時番号		02		大臣 知事コード 07		国土交通大臣 知事 許可（一般 31）第 03000000号		平成 令和 31年 04月 01日	
前回の申請時番号		03		大臣 知事コード 01		国土交通大臣 知事 許可（一般 00）第 00000000号		令和 01年 01月 01日	
審査基準日		04		平成 令和 01年 12月 31日		前回申請から許可番号が変わった方のみ、前回申請時の許可番号を記入します。			
申請等の区分		05		記入要領のコード表から記入。右欄は該当する場合のみ記入。		企業の単独決算の資本金額（出資総額）を記入（Yを単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額）（Yを連結で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる。）申請者が個人の場合は、記入しません。			
処理の区分		06		00		資本金額又は出資総額			
法人又は個人の別		07		1（1.法人）（2.個人）		10000（千円）		1234567890123	
商号又は名称のフリガナ		08		フクシマケンセツコウギョウ		法人のみ記入。			
商号又は名称		09		（株）福島建設工業		組織の形態（「（株）」「（有）」等）を忘れずに記載して下さい。			
代表者又は個人の氏名のフリガナ		10		フクシマ イチロウ		姓と名の間は1マス空けてください。			
代表者の氏名		11		福島 一郎					
主たる営業所の所在地市区町村コード		12		07201		市町村コードを記入します。別添の一覧を参照して下さい。不明の場合は、担当者に確認して下さい。			
主たる営業所の所在地		13		杉妻町2-16		市町村に続く町名、大字、字、地番等を記載して下さい。（市町村名は、市町村コードで判別されるため、この欄には記載不要です。）			
郵便番号		14		960-8670		電話番号		024-521-1111	
許可を受けている建設		15		22222222		土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解			
経営規模等評価等対象建設業		16		99		経営規模等評価を受けようとする工事種別全てに「9」を記載します。		申請時に有している建設業許可について、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入します。	

自己資本が0円を下回る場合は、一番左側の欄に「－(マイナス)」又は「△(デルタ)」を記載して下さい。

2期平均を選択した場合は、平均値を記入してください。
その際、千円未満の端数は切り捨てます。

項番
自己資本額 1 7 (千円) 2 (1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算	(千円)
直前の 審査基準日	(千円)

利益額の2期平均を記入

利益額 (2期平均) 1 8 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却 実施額 (千円)	減価償却 実施額 (千円)

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数と一致します

技術職員数 1 9 (人)

規則別記様式16の「損益計算書」の営業利益の額と、「法人税申告書別表16(1)(旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)及び(2)(旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)」に記載の減価償却額の実施額から記載します。

決算期が12ヶ月に満たない場合等の換算方法は現行の完成工事高と同じ。

登録経営状況
分析機関番号 2 0

経営状況分析を受けた機関の名称

(一財)建設業情報管理センター

経営状況分析結果通知書に記載されている分析機関の登録番号を記入する。

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めめる事項	再審査を求めめる理由

この申請書及び添付資料の作成者又はこの申請に関しての質問等に応答できる方の連絡先(所属等)、氏名、電話番号を記載して下さい。

連絡先

所属等 営業第一課

氏名 杉妻 二郎

電話番号 024-521-7452

ファックス番号 024-521-7950

○ 記載要領

※ 金額は千円未満の端数を切り捨て、割合は小数点第2位以下の端数を切り捨ててください。

1 申請行為の内容

次の各項目において、不要な部分を二重線で消します。

＜申請の表題＞

「経営規模等評価申請書」「経営規模等評価再審査申立書」「総合評定値請求書」

＜申請の種類＞

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」

「建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。」

「建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」

＜申請先＞

「地方整備局長」「北海道開発局長」「福島県知事」

2 申請者の欄

「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した方（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がいる場合には、申請者に加え、その方の氏名も併記してください。この場合には、作成に係る委任状その他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。

3 カラム01 行政庁側記入欄（太線の枠内）

審査行政庁側で記入しますので、記入しないでください。

4 カラム02 申請時の許可番号

（1）大臣・知事コードの欄については、「07」と記入してください。

（2）「許可番号」の欄には現在受けている建設業許可番号を記入し、例えば「001234号」のように、空位のカラムには「0」を記入してください。なお、「許可年月日」の欄も同様に空位のカラムには「0」を記入してください。

（3）業種の追加などにより、許可年度が2つ以上あるときは、般・特の小カラムには、もっとも古い年度を記入してください。また、許可年月日についても、一番古い年度の許可年月日を記入してください。

5 カラム03 前回の申請時の許可番号

前回申請時の許可番号と今回申請時の許可番号が、許可権者の変更などにより異なっている場合のみ記入してください。

6 カラム04 審査基準日

審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（決算年月日）を記入し、例えば審査基準日が令和3年3月31日であれば、03年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

※合併時経審、譲渡時経審、分割時経審等の場合には、その合併等の日が審査基準日となります。

7 カラム05 申請等の区分

下記の表の区分に従って、該当するコードを記入してください。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

8 カラム06 処理の区分

カラム06の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

また、カラム06の右欄は、下記の表のいずれかに該当する場合に記入してください。該当がなければ記入する必要はありません。

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(合併後の最初の経審の受審)
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき(いわゆる「合併時経審」の受審)
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(譲渡後の最初の経審の受審)

1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき（いわゆる「譲渡時経審」の受審）
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき（分割後の最初の経審の受審）
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき（いわゆる「分割時経審」の受審）
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

9 カラム07 「法人又は個人の別」

「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないでください。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入してください。

10 カラム08 商号又は名称のフリガナ

カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように 1 文字として記入してください。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナを記入しないでください。

11 カラム09 商号又は名称

法人の種類を表す文字については下記の表の略号を用いて、「商号又は名称」の前又は後に記入してください。(例 (株) 甲建設、乙建設(有))

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合資会社	(資)	協業組合	(業)
特例有限会社	(有)	合同会社	(合)	企業組合	(企)
合名会社	(名)	協同組合	(同)		

12 カラム10 代表者又は個人の氏名のフリガナ

カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として記入してください。

13 カラム11 代表者又は個人の氏名

申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入してください。

14 カラム12 主たる営業所の所在地市区町村コード

下記のコード表に基づいて、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入してください。なお、福島県のコードは、「07」です。

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
201	福島市	308	川俣町	444	三島町	504	浅川町
202	会津若松市	322	大玉村	445	金山町	505	古殿町
203	郡山市	342	鏡石町	446	昭和村	521	三春町
204	いわき市	344	天栄村	447	会津美里町	522	小野町
205	白河市	362	下郷町	461	西郷村	541	広野町
207	須賀川市	364	檜枝岐村	464	泉崎村	542	檜葉町
208	喜多方市	367	只見町	465	中島村	543	富岡町
209	相馬市	368	南会津町	466	矢吹町	544	川内村
210	二本松市	402	北塩原村	481	棚倉町	545	大熊町
211	田村市	405	西会津町	482	矢祭町	546	双葉町
212	南相馬市	407	磐梯町	483	塙町	547	浪江町
213	伊達市	408	猪苗代町	484	鮫川村	548	葛尾村
214	本宮市	421	会津坂下町	501	石川町	561	新地町
301	桑折町	422	湯川村	502	玉川村	564	飯舘村
303	国見町	423	柳津町	503	平田村		

15 カラム1 3 主たる営業所の所在地

14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば杉妻町2－16のように記入してください。

16 カラム1 4 電話番号

市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば024－521－1111のように記入してください。

17 カラム1 5 許可を受けている建設業

申請時（審査基準日現在ではないので注意）に許可を受けている建設業の業種について、一般建設業の許可を受けている業種については「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表に示された略号のカラムに記入してください。

業種	略号	業種	略号	業種	略号
土木工事業	(土)	鋼構造物工事業	(鋼)	熱絶縁工事業	(熱)
建築工事業	(建)	鉄筋工事業	(筋)	電気通信工事業	(通)
大工工事業	(大)	舗装工事業	(舗)	造園工事業	(園)
左官工事業	(左)	しゅんせつ工事業	(しゅ)	さく井工事業	(井)
とび・土工工事業	(と)	板金工事業	(板)	建具工事業	(具)
石工事業	(石)	ガラス工事業	(ガ)	水道施設工事業	(水)
屋根工事業	(屋)	塗装工事業	(塗)	消防施設工事業	(消)
電気工事業	(電)	防水工事業	(防)	清掃施設工事業	(清)
管工事業	(管)	内装仕上工事業	(内)	解体工事業	(解)
タイル・レンガ・ブロック工事業	(タ)	機械器具設置工事業	(機)		

18 カラム1 6 経営規模等評価等対象建設業

申請時に許可を受けている建設業の業種のうち、経営規模等評価等を申請する業種（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について 17 の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入してください。

なお、完成工事高がない業種についても申請時に建設業許可を有していれば、評価の対象とすることができます。

また、技術職員名簿（別紙二）で加算対象となる技術職員がいない場合であっても、申請時に建設業許可を有していれば、評価の対象とすることができます。

19 カラム1 7 自己資本額

(1) 審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムには、基準決算時の自己資本額を記入した場合は「1」を、基準決算時と直前の審査基準日決算の2期平均の自己資本額を記入した場合は「2」を記入してください。

(2) 基準決算時と直前の審査基準日決算の2期平均の自己資本額を記入した場合は、表内のカラム

に基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入してください。

(3) 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社は、基準決算の自己資本額を選択した場合、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。ただし、基準決算時と直前の審査基準日現在の自己資本額の 2 期平均を選択したときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入してください。また、カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば

			1
--	--	--	---

、

2	3	4	0	0	0
---	---	---	---	---	---

 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入してください。

(4) 自己資本額がマイナスの場合には、カラムの一番左に「－」又は「△」と記入してください。

20 カラム | | | |---|---| | 1 | 8 | |---|---| 「利益額（2 期平均）」

審査対象事業年度における利益額（営業利益＋減価償却実施額）及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額（営業利益＋減価償却実施額）の平均の額を記入すること。

また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2 期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入してください。

21 カラム | | | |---|---| | 1 | 9 | |---|---| 技術職員数

(1) 職員の範囲等については、P 20 を参照してください。

(2) 別紙二「技術職員調書」に記入した技術職員の人数の合計を記入してください。

(3) 審査基準日における建設業に従事する職員を記入してください。

22 カラム | | | |---|---| | 2 | 0 | |---|---| 登録経営状況分析機関番号

P 101 の登録経営状況分析機関一覧を参考に、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入してください。なお、記入に当たっては例えば

0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---

 のように、空位のカラムには「0」を記入してください。

23 「連絡先」の欄

連絡先の欄は、この申請書又は添付書類を作成した方その他この申請内容に係る質問等に応答できる方の氏名、電話番号、FAX 番号等を記載してください。

②様式第25号の14別紙1 工事種類別完成工事高（20002帳票）
別紙一

記載例

(用紙A4)
2 0 0 0 2

※2年平均を選択する場合

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番31については、2枚目以降は記載を省略してください。

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
31	自 3 0 年 0 1 月 至 3 0 年 1 2 月	自 3 1 年 0 1 月 至 0 1 年 1 2 月	1 (1. 2年平均 2. 3年平均)			
工事種類コード表より該当するコードを記入する。 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月						
左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入 左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入						
業 種 コ ー ド	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)
3 2 0 1 0	3 2 1 3 3 2	3 2 1 3 3 2	3 2 0 6 7 8	3 2 0 6 7 8	3 2 0 6 7 8	3 2 0 6 7 8
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表
土木一式工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2 0 1 1	3 2 1 3 3 2	3 2 1 3 3 2	3 2 0 6 7 8	3 2 0 6 7 8	3 2 0 6 7 8	3 2 0 6 7 8
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表
プレストレスト コンクリート構造物工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2 0 9 0	3 3 8 0 3	1 2 0 0 0	1 7 9 3 4	1 5 0 0 0	1 7 9 3 4	1 5 0 0 0
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表
管 工 事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2 1 3 0	9 9 4 1 7	5 5 0 0 0	6 7 8 9 2	2 0 0 0 0	6 7 8 9 2	2 0 0 0 0
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表
舗装 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 3	7 2 2 4	2 0 0 0	9 2 5 8	5 0 0 0	9 2 5 8	5 0 0 0
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 4	4 6 1 7 7 6	3 9 0 3 3 2	4 1 5 7 6 2	3 6 0 6 7 8	4 1 5 7 6 2	3 6 0 6 7 8
合 計	4 6 1 7 7 6	3 9 0 3 3 2	4 1 5 7 6 2	3 6 0 6 7 8	4 1 5 7 6 2	3 6 0 6 7 8
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)						

記載例

(用紙A4)
20002

※3年平均を選択する場合

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度 自31年01月 至30年12月		計算基準の区分 自31年01月 至01年12月 2 (1.2年平均 2.3年平均)					
工事種別コード表より該当するコードを記入する。		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 29年1月～29年12月		3年平均を選択する場合は「2」を記入する。						
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 30年1月～30年12月										
左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入										
業種コード 32010	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		業種コード 32010	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		
315699		315699		320678		320678				
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		2期分の合計を2で除した数値を記入する。 千円未満の端数は切り捨てる。					
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 321,332		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 321,332								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 310,066		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 310,066								
業種コード 32011	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		業種コード 32011	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		
0		0		0		0				
工事の種類 プレストレストコンクリート構造物工事	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表							
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0								
業種コード 32090	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		業種コード 32090	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		
26004		12000		17934		15000				
工事の種類 管工事	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表							
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 33,803		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18,000								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 18,205		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 6,000								
業種コード 32130	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		業種コード 32130	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		
75341		40000		67892		20000				
工事の種類 舗装工事	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表							
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 99,417		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 55,000								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 51,265		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 25,000								
業種コード 33	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		業種コード 33	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		
8068		2000		9258		5000				
工事の種類 その他	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表							
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 7,224		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,912		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000								
業種コード 34	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		業種コード 34	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		
425112		369699		415762		360678				
工事の種類 合計										
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)										

1 カラム3 1 事業年度

(1) 右欄の「(審査対象事業年度)」の欄には、下記の例により審査基準日から遡って12か月の月数(パターン⑤及び合併等の場合を除きます。)を記入します。

① 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

自 03年04月～至 04年03月

② 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

自 03年04月～至 04年03月

③ 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自 03年04月～至 04年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により 令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自 03年01月～至 03年12月

④ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自 03年10月～至 04年03月

⑤ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

自 03年10月～至 00年00月

(2) 「(審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度)」の欄には、以下の例により審査基準日から遡って12か月前～36か月前の月数を記入してください。

① 完成工事高を2年平均で申請する場合

ア 上記(1)①、②の場合

自 02年04月～至 03年03月

イ 上記(1)③の場合

(例1の場合) 自 02年04月～至 03年03月

(例2の場合) 自 03年01月～至 03年12月

ウ 上記(1)の④、⑤の場合

自 00年00月～至 00年00月

② 完成工事高を3年平均で申請する場合

下記の例のとおり記載し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

ア 上記(1)①、②の場合

自 3 1 年 0 4 月 ～ 至 0 3 年 0 3 月

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0 2 年 4 月 ～ 0 3 年 3 月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	3 1 年 4 月 ～ 0 2 年 3 月

イ 上記(1)③の場合

(例1の場合) 自 3 1 年 0 4 月 ～ 至 0 3 年 0 3 月

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0 2 年 4 月 ～ 0 3 年 3 月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	3 1 年 4 月 ～ 0 2 年 3 月

(例2の場合) 自 0 2 年 0 1 月 ～ 至 0 3 年 1 2 月

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0 3 年 1 月 ～ 0 3 年 1 2 月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0 2 年 1 月 ～ 0 2 年 1 2 月

ウ 上記(1)の④、⑤の場合

自 0 0 年 0 0 月 ～ 至 0 0 年 0 0 月

(3)「完成工事高計算基準の区分」の欄には、完成工事高を2年平均で申請するときは 1 と、3年平均で申請するときは 2 と記入してください。

2 カラム3 2 業種コード、完成工事高及び元請完成工事高

(1) 業種コード

次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入してください。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においては、その次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「0 1 1」を記入し、「完成工事高」の欄は「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。

また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「0 5 1」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「1 1 1」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

また、表外の「工事の種類」の欄に、記入した業種コードに対応する工事種別を記載してください。

(2) 完成工事高

(1) で記入した各工事種別の完成工事高を、カラム③①で記入した各審査対象事業年度ごとに記入してください。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載してください。※端数は切り捨て

同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載してください。

※業種コード

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

3 カラム③③ その他工事

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入してください。

4 カラム③④ 合計

③②及び③③に記入した完成工事高の合計を記入してください。

同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入してください。

5 その他

(1) この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後V E (施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高については、契約後V Eによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

(2) 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□, □ □ □ 1, 2 3 4, 0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入してください。

- (3) 完成工事高の積み上げとは、一つの建設業の完成工事高をその内容又は性質に応じて、他の建設業の完成工事高に含めて申請することです。経営事項審査において積み上げを行う場合は、工事種類別完成工事高付表（様式第1号）：P71を作成し、提出してください。（積み上げを行わない場合は提出不要です。）詳細については、下記のとおりです。

○ 一式工事への専門工事の算入

積み上げ先（振替先）の一式工事		積み上げ元（振替元）の専門工事
土木一式工事	←	土木工作物の建設に関連する工事 （とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 解体など）
建築一式工事	←	建築物の建設に関連する工事 （大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体など）

○ 専門工事への専門工事の算入

※一般的な事例は下表のとおり。詳しくはお問い合わせください。

電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	⇔	石、造園

■申請に係る注意事項■

- ・申請時に積み上げ元（振替元）、積み上げ先（振替先）の建設業許可が必要です。
- ・積み上げを行った業種（振替元）については、経営事項審査を申請することができません。
- ・発注者の中には積み上げ先（振替先）の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に積み上げを認めているか確認してください。
- ・審査対象年度に算入した場合、前審査対象年度、前々審査対象年度も同様の算入した数値を算出計上してください。
- ・積み上げを行った業種（振替元）の裏付け資料（契約書等）を提示してください。
- ・積み上げ申請し、結果通知後、積み上げを行った業種（振替元）での総合評定値が必要となっても再申請をすることはできません。

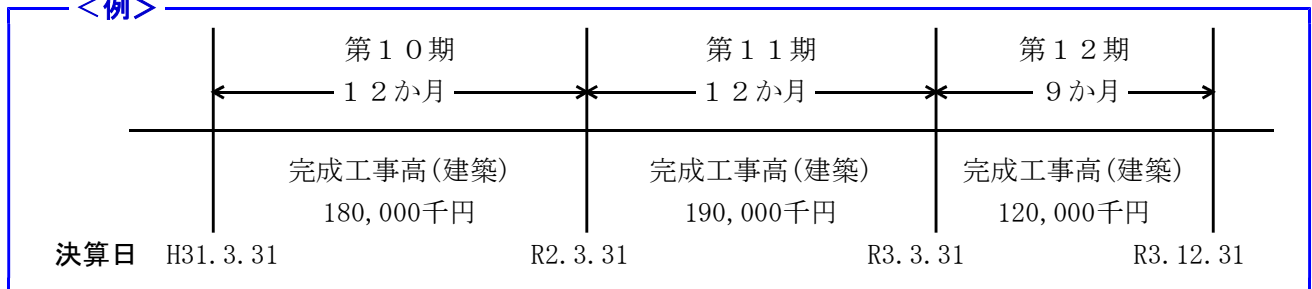
○ 特殊事例における「完成工事高」の記載例 ※ 元請完成工事高も同様に考えます。

(1) 決算時期を年度途中で変えた場合

(例1) 3月31日が決算日の会社が、年度途中で決算日を12月31日に変更した場合

○ 完工高を2年平均で申請する場合(建築一式工事の例。他の工事の取扱いと同じ)

<例>



<計算方法>

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第12期の完成工事高 + (第11期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(9か月)) ÷ 12か月))

例1の場合の審査対象事業年度の完成工事高 = 120,000千円 + 190,000千円 × 3/12 = **167,500千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第11期の完成工事高 × 第12期の月数 ÷ 12か月 +
第10期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(9か月)) ÷ 12か月)

例1の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 =
190,000千円 × 9/12 + 180,000千円 × 3/12 = **187,500千円**

<記載例>

項番 31 自02年01月至02年12月 <table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td>第10期</td> <td>31年4月~02年3月</td> </tr> <tr> <td>前審査対象事業年度の</td> <td>第11期</td> <td>02年4月~03年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前々審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の	第10期	31年4月~02年3月	前審査対象事業年度の	第11期	02年4月~03年3月	審査対象事業年度の			前々審査対象事業年度の			(審査対象事業年度) 自03年01月至03年12月1 <table border="1"> <tr> <td>第11期</td> <td>02年4月~03年3月</td> <td rowspan="2">1.2年平均 2.3年平均</td> </tr> <tr> <td>第12期</td> <td>03年4月~03年12月</td> </tr> </table>	第11期	02年4月~03年3月	1.2年平均 2.3年平均	第12期	03年4月~03年12月
審査対象事業年度の	第10期	31年4月~02年3月																
前審査対象事業年度の	第11期	02年4月~03年3月																
審査対象事業年度の																		
前々審査対象事業年度の																		
第11期	02年4月~03年3月	1.2年平均 2.3年平均																
第12期	03年4月~03年12月																	
業種コード 工事種類別完成工事高 32020 □□□□187500 (千円) <table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td>第10期</td> <td>180,000千円 × 3/12</td> </tr> <tr> <td>前審査対象事業年度の</td> <td>第11期</td> <td>190,000千円 × 9/12</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前々審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の	第10期	180,000千円 × 3/12	前審査対象事業年度の	第11期	190,000千円 × 9/12	審査対象事業年度の			前々審査対象事業年度の			工事種類別完成工事高 □□□□167500 (千円) 第11期 190,000千円 × 3/12 第12期 120,000千円					
審査対象事業年度の	第10期	180,000千円 × 3/12																
前審査対象事業年度の	第11期	190,000千円 × 9/12																
審査対象事業年度の																		
前々審査対象事業年度の																		

(例2) 3月31日が決算日の会社が、年度途中で決算日を9月30日に変更した場合

○ 完工高を3年平均で申請する場合(土木一式工事の例。他の工事の取扱いと同じ)

<例>

	第9期	第10期	第11期	第12期
	12か月	12か月	12か月	6か月
	完成工事高(土木)	完成工事高(土木)	完成工事高(土木)	完成工事高(土木)
	195,000千円	180,000千円	170,000千円	80,000千円
決算日	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
				R3.9.30

<計算方法>

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第12期の完成工事高 + (第11期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(6か月)) ÷ 12か月))

例2の場合の審査対象事業年度の完成工事高 = 80,000千円 + 170,000千円 × 6/12 = **165,000千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第11期の完成工事高 × 第12期の月数 ÷ 12か月 +
第10期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(6か月)) ÷ 12か月)

例2の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 =
170,000千円 × 6/12 + 180,000千円 × 6/12 = **175,000千円**

○ 前々審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第10期の完成工事高 × 第12期の月数 ÷ 12か月 +
第9期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(6か月)) ÷ 12か月)

例2の場合の前々審査対象事業年度の完成工事高 =
180,000千円 × 6/12 + 195,000千円 × 6/12 = **187,500千円**

<記載例>

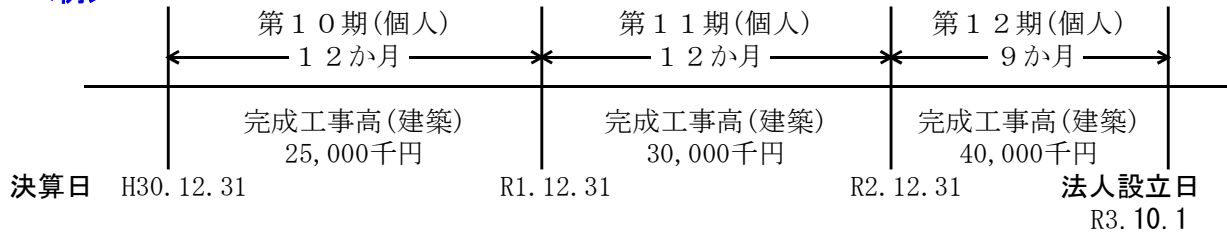
項番 31 自30年10月至02年09月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の 第10期 31年4月~02年3月 第11期 02年4月~03年3月 第9期 30年4月~31年3月 第10期 31年4月~02年3月	(審査対象事業年度) 完成工事高計算基準の区分 自02年10月至03年09月 2 第11期 02年4月~03年3月 第12期 03年4月~03年9月 [1.2年平均 2.3年平均]
業種コード 工事種類別完成工事高 32010 181250 (千円) 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の 第10期 180,000千円 × 6/12 第11期 170,000千円 × 6/12 第9期 195,000千円 × 6/12 第10期 180,000千円 × 6/12	工事種類別完成工事高 165000 (千円) 第11期 170,000千円 × 6/12 第12期 80,000千円

(2) 個人から法人に承継が認められた場合

(例) 法人を新たに設立し、個人事業者から承継した場合。

(1) 法人設立後最初の決算が未到来の場合ー法人成り時経審ー(完工高2年平均選択)

<例>



<計算方法>

○ 審査基準日

法人設立の日となるため、令和3年10月1日となる。(申請書カラム04に記入)

完成工事高は、個人事業者時の完成工事高を承継して計上できるため、次により算定する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

個人第12期の完成工事高＋
(個人第11期の完成工事高×((12か月－第12期の月数(9か月))÷12か月))

例(1)の場合の審査対象事業年度の完成工事高＝40,000千円＋30,000千円×3/12＝**47,500千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第11期の完成工事高×第12期の月数÷12か月＋
第10期の完成工事高×((12か月－第12期の月数(9か月))÷12か月)

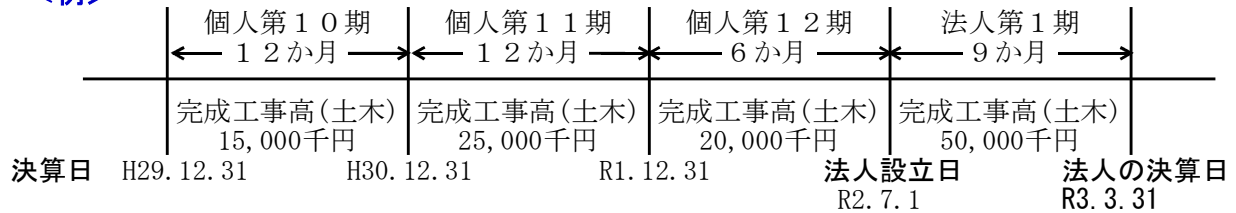
例(1)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高＝
30,000千円×9/12＋25,000千円×3/12＝**28,750千円**

<記載例>

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自01年10月至02年09月	自02年10月至03年09月1	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第10期 31年1月～01年12月	第11期 02年1月～02年12月	1.2年平均 2.3年平均
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	第11期 02年1月～02年12月	第12期 03年1月～03年9月	
業種コード	工事種別	完成工事高	
32020		28,750 (千円)	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第10期 25,000千円×3/12	第11期 30,000千円×3/12	
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	第11期 30,000千円×9/12	第12期 40,000千円	

— (2) 法人設立後の最初の決算が終了した場合—法人成り後最初の決算時経審—(完工高3年平均選択)—

<例>



<計算方法>

○ 審査基準日

法人設立後の最初の決算日となるため、**令和3年3月31日**となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は、個人事業者時の完成工事高を承継して計上できるため、次により算定する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

法人第1期の完成工事高＋
(個人第12期の完成工事高×((12か月－法人第1期の月数(9か月))÷12か月))

例(2)の場合の審査対象事業年度の完成工事高＝50,000千円＋20,000千円×3/12＝**55,000千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

個人第12期の完成工事高×法人第1期の月数÷12か月＋
個人第11期の完成工事高×((12か月－法人第1期の月数(9か月))÷12か月)

例(2)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高＝
20,000千円×9/12＋25,000千円×3/12＝**21,250千円**

○ 前々審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

個人第11期の完成工事高×法人第1期の月数÷12か月＋
個人第10期の完成工事高×((12か月－法人第1期の月数(9か月))÷12か月)

例(2)の場合の前々審査対象事業年度の完成工事高＝
25,000千円×9/12＋15,000千円×3/12＝**22,500千円**

<記載例>

項番	〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自30年04月至02年03月	自02年04月至03年03月	2
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	個人第11期31年1月～01年12月	個人第12期 02年1月～02年6月	〔1.2年平均 2.3年平均〕
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	個人第10期30年1月～30年12月	法人第1期 02年7月～03年3月	
業種コード	工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高	
32010	21875 (千円)	55000 (千円)	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	個人第11期 25,000千円×3/12	個人第12期 20,000千円×3/12	
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	個人第10期 15,000千円×3/12	法人第1期 50,000千円	

(3) 企業合併に伴い合併時経審等を受ける場合

(例1) 吸収合併の場合で合併時経審を受ける場合

(1) 合併日までの決算が確定している場合(完工高2年平均選択)

<例>

		第10期 12か月	第11期 12か月	第12期 6か月	
A社 (存続会社)		完成工事高(建築) 450,000千円	完成工事高(建築) 550,000千円	完成工事高(建築) 330,000千円	
決算日	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31		合併日 R3.10.1
		第20期 12か月	第21期 12か月	第22期 3か月	
B社 (消滅会社)		完成工事高(建築) 250,000千円	完成工事高(建築) 180,000千円	完成工事高(建築) 40,000千円	
決算日	R1.6.30	R2.6.30	R3.6.30		

<計算方法等>

○ 審査基準日

合併の日となるため、令和3年10月1日となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は下記の例により、A社とB社の完成工事高を合算する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

存続会社であるA社の第12期の完成工事高

例1(1)の場合の審査対象事業年度の完成工事高=330,000千円

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

(A社の第11期の完成工事高+
(A社の第10期の完成工事高×((12か月-A社の第12期の月数(6か月))÷12か月)))
+
(B社の第22期の完成工事高+B社の第21期の完成工事高+
(B社の第20期の完成工事高×((12か月-B社の第22期の月数(3か月))÷12か月)))

例1(1)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高=
550,000千円+450,000千円×6/12+
40,000千円+180,000千円+250,000千円×9/12=1,182,500千円

<記載例>

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自30年10月至02年03月	自02年04月至03年09月1	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第10期 30年4月~31年3月 第11期 31年4月~02年3月	<消滅会社> 第20期 01年7月~02年6月 第21期 02年7月~03年6月 第22期 03年7月~03年9月	1.2年平均 2.3年平均
業種コード 工事種類別完成工事高	32020 1182500 (千円)	工事種類別完成工事高	330000 (千円)
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第10期 450,000千円×6/12 第11期 550,000千円	<消滅会社> 第20期 250,000千円×9/12 第21期 180,000千円 第22期 40,000千円	

(2) 合併日までの決算が確定していない場合(完工高2年平均選択)

<例>

	第10期 12か月	第11期 12か月	第12期 3か月	
A社 (存続会社)	完成工事高(建築) 300,000千円	完成工事高(建築) 500,000千円	完成工事高 未算出	
決算日	H31. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31	
				合併 R3. 6. 30
	第20期 12か月	第21期 12か月	第22期 6か月	
B社 (消滅会社)	完成工事高(建築) 180,000千円	完成工事高(建築) 150,000千円	完成工事高 未算出	
決算日	H30. 12. 31	R1. 12. 31	R2. 12. 31	

<計算方法等>

○ 審査基準日

合併の日となるため、令和3年6月30日となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は下記の例により、A社とB社の完成工事高を合算する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

存続会社であるA社の第11期の完成工事高

例1(2)の場合の審査対象事業年度の完成工事高=500,000千円

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

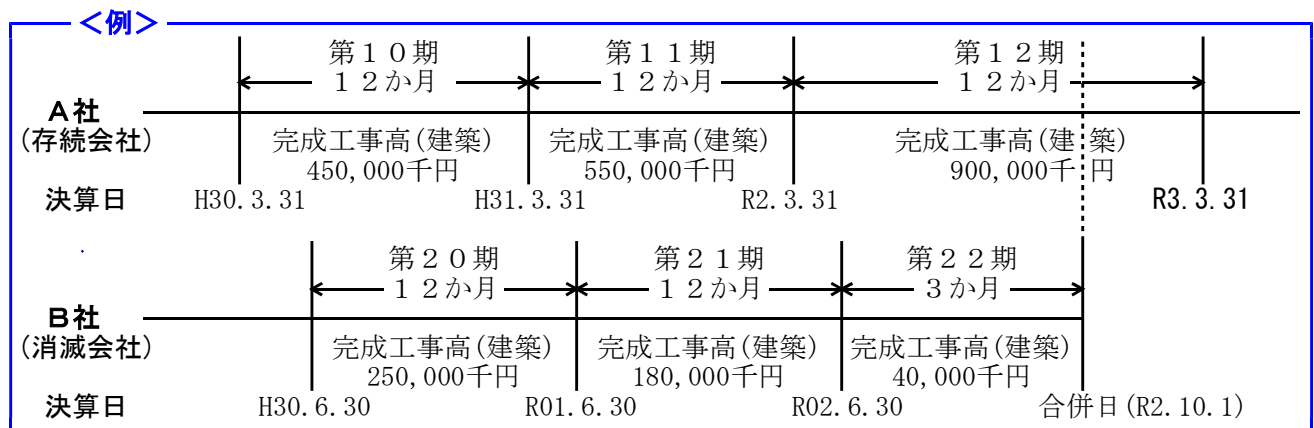
A社の第10期の完成工事高
+
B社の第21期の完成工事高 + B社の第20期の完成工事高 ×
A社の第10期の始期からB社の第20期の終期までの月数(9か月) ÷ 12か月

例1(2)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 =
300,000千円 + 150,000千円 + 180,000千円 × 9/12 = 585,000千円

<記載例>

項番 [3][1] 自[3][1]年[0][4]月至[0][2]年[0][3]月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 第10期 31年4月~02年3月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度) 完成工事高計 算基準の区分 自[0][2]年[0][4]月至[0][3]年[0][3]月[1] <消滅会社> 第20期 31年1月~01年12月 [1.2年平均] 第21期 02年1月~02年12月 [2.3年平均]
業種コード 工事種類別完成工事高 [3][2][0][2][0][][][][][5][8][5][0][0][0] (千円) 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 第10期 300,000千円 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	工事種類別完成工事高 [][][][][5][0][0][0][0][0] (千円) <消滅会社> 第20期 180,000千円 × 9/12 第21期 150,000千円

(例2) 吸収合併の場合で合併後最初の決算が終了したとき(完工高2年平均選択)



<計算方法等>

○ 審査基準日

合併後の最初の決算日となるため、**令和3年3月31日**となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は下記の例により、A社とB社の完成工事高を合算する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

存続会社であるA社の第12期の完成工事高

例2の場合の審査対象事業年度の完成工事高＝**900,000千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

A社の第11期の完成工事高
+
B社の第22期の完成工事高 + B社の第21期の完成工事高 + B社の第20期の完成工事高 ×
A社の第11期の始期からB社の第20期の終期までの月数(3か月) ÷ 12か月

例2の場合の前審査対象事業年度の完成工事高＝
550,000千円 + 40,000千円 + 180,000千円 + 250,000千円 × 3/12 = **832,500千円**

<記載例>

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分				
31	自31年04月至02年03月	自02年04月至03年03月1					
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>第11期 31年4月～02年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第11期 31年4月～02年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<消滅会社> 第20期 30年7月～01年6月 第21期 01年7月～02年6月 第22期 02年7月～02年9月	[1.2年平均] [2.3年平均]
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第11期 31年4月～02年3月						
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度							
32	業種コード 工事種類別 完成工事高 32020 □,□□□,832,500 (千円)	工事種類別 完成工事高 □,□□□,900,000 (千円)					
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>第11期 550,000千円</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第11期 550,000千円	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<消滅会社> 第20期 250,000千円 × 3/12 第21期 180,000千円 第22期 40,000千円	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第11期 550,000千円						
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度							

③様式第25号の14別紙2 技術職員名簿（20005帳票）

別紙二

記載例

・下記に記載する技術者は、「審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係がある者」に限定されます。

(用紙A4)

20005

例：(審査基準日)
令和元年12月31日
(申請書提出日)
令和2年6月1日

技術職員名簿

当事業年度開始日(平成31年1月1日)
の直前1年以内に技術職員となった者に○を付す。
※評価対象は35歳未満の技術職員のみ。

項番
数 8 1 0 0 1 頁

審査基準日(例：令和元年12月31日)
時点の満年齢を記載する。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	○野 一郎	平成3 年 1 月 3 日	28	8	1						
2		×山 二郎	昭和63 年 6 月 6 日	31	8	1						
3		□川 三郎	昭和62 年 12 月 21 日	32	8	1						
4		△沢 四郎	昭和56 年 12 月 1 日	38	8	1						
5		★谷 五郎	昭和50 年 7 月 10 日	44	8	1						
6		凸田 六郎	昭和48 年 2 月 22 日	46	8	1						
7	○	△田 七郎	昭和39 年 8 月 8 日	55	8	2	0 1 1 1 3 1	0 5 1 1 3 1			第 ××× 号	
8		○田 八郎	昭和26 年 10 月 10 日	68	8	2	0 1 1 1 3 1	2 9 1 1 3 1			第 △△△ 号	
9			年 月 日	8 2								
10			年 月 日	8 2								
11			年 月 日	8 2								
12			年 月 日	8 2								
13			年 月 日	8 2								
14			年 月 日	8 2								
15			年 月 日	8 2								
16			年 月 日	8 2								
17		(記載例) △田 七郎さんの例：一級土木施工管理技士(コード「113」)を所持。 一級土木施工管理技士の資格で「土木一式工事(01)」と「とび・土工・コンクリート工事(05)」の2業種を選択。										
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27			年 月 日	8 2								
28												
29												
30			年 月 日	8 2								

技術職員1人につき2業種まで申請可
(2業種の考え方)
・1資格で2業種選択でもOK
例：土木施工管理技士→土木・とび
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
・2資格で1業種ずつを選択でもOK
例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築
※1つの業種について、2資格で申請することはできません。

満年齢が上がるのは誕生日の前日です。
例) 審査基準日令和元年12月31日においては生年月日が
・昭和60年1月1日以前の者は満35歳以上
・昭和60年1月2日以降の者は満35歳未満

有資格区分コードは、P91からの
表を参照し、該当するコードを記
載してください。

監理技術者資格者
証の交付を受けて
いる者について記
載してください。

「業種コード」は、P59の表を参照し、該当するコードを記
載してください。
なお、加点する業種は、再審査により修正することはでき
ませんので、選択する業種を十分に検討して記載してくだ

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、
それ以外の場合は「2」を記入
① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
③ 建設業法第26条の6から第26条の8までの規定による講習の修了日から5年後の12
月31日までの間に審査基準日が含まれていること。
上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、
監理技術者講習修了証の写しを徴求して確認。

「CPD単位取得数」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数(CPD受講証明書により確認。)を、
「告示別表18」80PのCPD認定団体の右欄に記載してある数値で除し(÷)、30を乗じた(×)数値を記載します。ただし、1人
当たりの単位取得数の上限は、30単位までです。

※雇用期間6か月超の考え方
別紙二

(用紙A4)
20005

技 術 職 員 名 簿

頁 項 番 数 8 1 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日		8	2							
2			年 月 日		8	2							
3			年 月 日		8	2							
4			年 月 日		8	2							
5		審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者に限定されました。											
6		○雇用期間6ヶ月超の考え方 ※審査基準日が令和元年12月31日の例 雇用開始日 R1. 9. 1 雇用開始日 R1. 5. 31 審査基準日 R1. 12. 31 6ヶ月超には不足 6ヶ月超対象 以前より雇用＝対象 ※12/31審査基準日の場合の6ヶ月前は7/1となり、その日から1日遡った6/30からの雇用期間が必要となります。											
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16		年 月 日		8	2								
17		高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者も評価対象となりました。(6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者)											
18		※確認資料が必要です。 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者については以下の資料を提出してください。											
19		・継続雇用制度技術職員名簿(様式第3号) ・常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則											
20													
21		年 月 日		8	2								
22		年 月 日		8	2								
23		年 月 日		8	2								
24		年 月 日		8	2								
25		年 月 日		8	2								
26		年 月 日		8	2								
27		年 月 日		8	2								
28		年 月 日		8	2								
29		年 月 日		8	2								
30		年 月 日		8	2								

○ 記載要領

1 技術者名簿の作成にあたって

申請書のカラム04「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員に該当する者全員について作成してください。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとします。

2 カラム61「頁数」の欄

「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば003、12枚目であれば012のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

3 「新規掲載者」の欄

「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入してください。

4 「審査基準日現在の満年齢」の欄

「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。

5 「業種コード」の欄

「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

6 「有資格区分コード」の欄

「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて「技術者一覧表」(P91～P93)に従い、該当するコードを記入してください。

7 「講習受講」の欄

「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

8 「監理技術者資格者証交付番号」の欄

「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入してください。

9 「CPD単位取得数」の欄

「CPD単位取得数」の欄は、第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から 1 年以内に取得した CPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数を記入してください。

※ CPD単位取得数の数値を求める計算方法については、P85「告示別表第 20」をご覧ください。になり、「CPD受講証明書」に記載された修得数から求めた数値を記入してください。ただし、算入できる CPD単位数は一人当たり 30 単位を上限とします。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無

どちらか一方でも導入している場合は「1」と記入

項番	3
4	1

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

項番	3
4	2

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

項番	3
4	3

[1. 有、2. 無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保

項番	3
4	4

[1. 該当、2. 非該当]

(B/A)が15%以上の場合は「1」と記入

新規若年技術職員の育成及び確保

項番	3
4	5

[1. 該当、2. 非該当]

CPD単位取得数

項番	3
4	6

(単位)

技能レベル向上者数

項番	3
4	7

(人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

項番	3
4	8

[1. える、2. える、3. える]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

項番	3
4	9

[1. くるみ、2. くるみ、3. くるみ]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

項番	3
5	0

[1. ユースエール認定、2. 非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

項番	3
5	1

[1. 有、2. 無]

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

項番	3
5	2

[1. 有、2. 無]

CPD単位：技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術職員名簿（別記様式4号）に記載したCPD単位取得数の合計を記入
技術者数：技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術職員名簿（別記様式4号）に記載されている人数の合計を記入

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B/A）
(人)	(人)	

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C/A）
(人)	

技術者数 11 15 (人)

技能者数 9 10 (人) 控除対象者数 15 20 (人)

別記様式5号において
レベル向上者数：技能者名簿で「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入
技能者数：技能者名簿に記載されている人数を記入
控除対象者数：技能者名簿で「控除対象者」欄に○印が記載されている者の数を記入

48～50
審査基準日において認定されているものを記入

誓約書（別記様式6号）が提出されていることが必要

審査基準日が宣言日以降であり、誓約書（別記様式7号）が提出されていることが必要

建設業の営業継続の状況

営業年数

項番	3
5	3

(年)

下記54カラムで「1」を入力した者が、再生（更生）期間終了後（再生（更生）手続最終決定日以後）は、ゼロ年からスタート

昭和 平成 令和	年	月	日	年	月	日	変更等
----------------	---	---	---	---	---	---	-----

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

項番	3
5	4

[1. 有、2. 無]

再生手続又は更生手続開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手続最終決定日
法的整理（民事再生法、会社更生法）の申立てを平成23年4月1日以降に行い、手続開始の決定を受けた場合、「1」を記入
それ以外の場合は、「2」を記入

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

項番	3
5	5

[1. 有、2. 無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

項番	3
5	6

[1. 有、2. 無]

指示処分の有無

項番	3
5	7

[1. 有、2. 無]

建設業法第28条に基づく「営業停止」及び「指示処分」の有無について記入する
「行政指導（勧告等）」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない
（審査基準日直前の1年間の状況について記入する）

以下の区分により記入（審査基準日時点）
「1」...会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点）
「2」...会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加点）
「3」...次の者のいずれか（社内の者に限ります。）が経理処理の適正を確認した旨の書類（経審通知に規定、国交省HPIに掲載）に自らの署名を付したものを提出している場合・公認会計士、税理士・登録計理士講習実施機関に登録された1級登録経理士

建設業の経理の状況

監査の受審状況

項番	3
5	8

[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]

公認会計士等の数

項番	3
5	9

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

項番	3
6	0

(人)

研究開発の状況

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入
それ以外の場合は、「0」を記入開発費5,000万円以上から加点対象

研究開発費（2期平均）

項番	3
6	1

(千円)

規則別記様式第17号の2注記表に記載された研究開発費の額を記載

審査対象事業年度	前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

項番	3
6	2

(台)

・審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー（建設機械抵当法施行令別表に規定するもの）、ダンプ車及び移動式クレーン、締固め用機械、解体用機械、アスファルト・フィニッシャー、不整地運搬車について、台数の合計を記入します。・建設機械の保有状況一覧表（別表1）も提出

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

項番	3
6	3

[1. 有、2. 無]

ISO9001の登録の有無

項番	3
6	4

[1. 有、2. 無]

ISO14001の登録の有無

項番	3
6	5

[1. 有、2. 無]

エコアクション21、国際標準化機構第9001号（品質管理）、第14001号（環境管理）に登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は、「1」を、登録されていない場合は「2」を記入
建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合は加点対象とならないことに注意

○ 記載要領

1 カラム4 1「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄

審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

2 カラム4 2「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄

審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。

- (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- (4) 厚生年金基金が設立されていること。
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

3 カラム4 3「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄

審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会等、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

4 カラム4 4「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄

審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記入してください。

5 カラム4 5「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄

審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記入してください。

6 カラム4 6「CPD単位取得数」の欄

「CPD単位取得数」の欄は、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）の合計数を記載してください。

※計算方法は、P86「告示別表第20」に記載あり。また、P86様式第4号「CPD単位を取得した術者名簿(確認書類31)」のCPD単位総計となります。

「技術者数」の欄は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となることから、「技術職員名簿(提出書類5)」に記載されている上記資格を有する者とP86様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(確認書類31)」に記載された者の合計数を記入してください。

7 カラム4 7「技能レベル向上者数」の欄

「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この7において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記入してください。

※P87様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印がつけられた者の合計数が記入されます。

「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記入してください。（作業員名簿に記載された継続的な雇用をされている者の数）

※P87様式第5号「技能者名簿」に記載された者の合計数が記入されます。

「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとします。

※P87様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印がつけられた者の合計数が記入されます。

8 カラム4 8「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入してください。

9 カラム4 9「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄

審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入してください。

10 カラム5 0「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄

審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。

11 カラム5 ①「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。

12 カラム5 ②「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄

審査基準日までに建設技能者を大切にせる企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入してください。

13 カラム5 ③「営業年数」の欄

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消してください。

14 カラム5 ④「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

15 カラム5 ⑤「防災協定の締結の有無」の欄

審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

16 カラム5 ⑥「営業停止処分の有無」の欄

審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

17 カラム5 ⑦「指示処分の有無」の欄

審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。

18 カラム5 ⑧「監査の受審状況」の欄

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した公認会計士又は所属税理士会が認定する税理士並びに登録経理講習実施機関に登録された一級登録経理士が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。

19 カラム5 ⑨「公認会計士等の数」の欄

公認会計士法第28条の規定による研修を受講した公認会計士又は所属税理士会が認定する研修を受講した税理士の人数を記入してください。（公認会計士及び税理士として登録されていることが前提。）

一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの又は一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないものの人数を記入してください。また、平成28年度以前に1級登録経理試験に合格した者も該当になります。（令和5年3月までに限る）。

20 カラム6 0「二級登録経理試験合格者の数」の欄

二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入してください。

21 カラム6 1「研究開発費（2期平均）」の欄

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入してください。

22 カラム6 2「建設機械の所有及びリース台数」の欄

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入してください。

23 カラム6 3「エコアクション21の認証」の欄

審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入してください。

24 カラム6 4「ISO9001の登録の有無」の欄

審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。

25 カラム6 5「ISO14001の登録の有無」の欄

審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。

4 審査結果の通知

審査の結果、特に問題がなければ、申請日から概ね1か月程度で「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が郵送されます。審査結果については以下の点に注意してください。

この点に注意（重要）

- ・ 申請内容は管轄する建設事務所での審査のほか、専用システムのデータベースに登録してエラーチェックを行います。ここでエラーが出た場合は、再度内容を確認させていただくことがありますのでご注意ください。なお、このエラーが出た場合は、通常より審査結果がお手元に届くまで時間がかかりますのでご注意ください。
- ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、公共工事の各発注機関が行う入札参加資格審査の際必要となりますので、大切に保管してください。

5 申請後の手続き

（1）再審査

ア 審査結果に異議のある場合

経営規模等評価の結果について異議のある方は、福島県知事に対して、結果通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。ただし、再審査の申請ができるのは、行政庁側の審査ミスによる場合に限られますのでご注意ください。

イ 経営事項審査の基準や評価方法に改正があった場合

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合について、当該改正前の基準で審査の結果の通知を受けた方は、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項に限る）を申し立てることができます。

○ 必要書類

- ・ 様式第25号の14による再審査申立書
- ・ 再審査に必要となる書類一式の提出または提示（アの場合は、異議のある審査項目を確認するために必要な書類）
- ・ 従前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（2）再申請

ア 虚偽の申請に対して、監督処分として、是正を指示する場合

イ 経営事項審査結果が有利に誤っている場合

ウ 結果通知書交付後に新たな審査対象業種を追加する場合、申請者のミスにより当初評価されなかった項目を訂正して申請する場合追加する業種の完成工事高は「その他工事」に計上していたもので、契約書等から追加業種の工事と認められるものは計上できます。ただし、受審済の業種の点数を変えることはできませんので注意してください。

○ 必要書類

- ・ 再申請に必要となる書類一式の提出または提示（通常の申請と同様）
- ・ 交付済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（回収します）

(3) 再交付（紛失、汚損を理由とする場合）

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の再発行はできません。ただし、紛失や汚損の場合は、県で保管している通知書写しを再交付することができます。

再交付を望む方は、任意の様式による再交付申請書（代表者名で実印のあるもの）を管轄の建設事務所へ提出してください。申請が適正であれば、結果通知書に「再交付」の表示をしたうえで交付しますが、なるべくこのようなことがないようにしてください。

6 虚偽申請について

(1) 虚偽申請に対する罰則等

ア 虚偽申請に対する罰則（建設業法第50条第1項第4号）

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表等に虚偽の記載をして提出した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

イ 虚偽報告等に対する罰則（建設業法第52条第1項第4号）

国土交通大臣又は都道府県知事が、経営事項審査のために必要と認めて申請者である建設業者に報告を求め、又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告せず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合には、100万円以下の罰金に処せられます。

ウ 許可の取消し（建設業法第8条第7号及び8号並びに第29条第1項第2号の規定）

上記のア、イの刑に処せられた場合には、許可の取り消しを受け、その後5年間は改めて許可を受けることができません。

(2) 虚偽申請に対する調査

当県では、以下の状況により虚偽申請が疑われる場合には、立入検査を行います。

ア 建設事務所での審査の段階で虚偽申請が疑われる場合

イ 虚偽申請情報が寄せられた場合

ウ 申請内容の固有システムへの登録の段階で虚偽申請が疑われるエラーが出た場合

エ 虚偽申請防止対策により各経営状況分析登録機関から当県に情報提供される経営状況分析に係る異常値情報について、その内容を確認する必要がある場合

オ その他申請内容を確認する必要がある場合

なお、当該立入検査は、建設業法第31条の規定に基づくものであり、当該検査や資料の提出を拒んだり、虚偽の報告をした場合には、上記（1）イの罰則が適用されます。

7 参考

(1) 申請書及び提出書類用紙等の入手方法

経営規模等評価申請に必要な書類は、福島県土木部建設産業室のホームページからダウンロードできます。検索エンジンで「福島県 経営事項審査 様式」と検索してください。

なお、インターネットの環境がなく、ホームページからのダウンロードサービスが受けられない場合は、最寄りの建設事務所でも取り扱っていますので、お問い合わせください。

(2) 経営規模等評価申請書等及び確認書類の提出先

審査は主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所で事前審査（郵送）を行います。また、令和5年1月10日から、電子申請（J C I P）での受付を開始しました。検索エ

ンジンで「J C I P」と検索してください。

○経営規模等評価審査実施機関

実施機関	連絡先（住所／電話番号／F A X 番号）	管轄地域
県北建設事務所 行政課	所在地：〒960－8670 福島市杉妻町 2-16(県庁北庁舎 6 階) 電 話：0 2 4－5 2 1－2 4 9 8 F A X：0 2 4－5 2 1－2 8 4 9	福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、 伊達郡、安達郡
県中建設事務所 行政課	所在地：〒963－8540 郡山市南一丁目 94 電 話：0 2 4－9 3 5－1 3 2 9 F A X：0 2 4－9 3 5－1 5 4 4	郡山市、須賀川市、 田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡
県南建設事務所 行政課	所在地：〒961－0971 白河市字昭和町 269 電 話：0 2 4 8－2 3－1 6 1 6 F A X：0 2 4 8－2 3－1 5 0 4	白河市、西白河郡、 東白川郡
会津若松建設事務所 行政課	所在地：〒965－8501 会津若松市追手町 7-5 電 話：0 2 4 2－2 9－5 4 2 7 F A X：0 2 4 2－2 9－5 4 1 3	会津若松市、大沼郡、 河沼郡
喜多方建設事務所 行政課	所在地：〒966－0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3 電 話：0 2 4 1－2 4－5 7 1 3 F A X：0 2 4 1－2 4－5 7 2 9	喜多方市、耶麻郡
南会津建設事務所 総務課	所在地：〒967－0004 南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電 話：0 2 4 1－6 2－5 3 0 6 F A X：0 2 4 1－6 2－5 3 4 0	南会津郡
相双建設事務所 行政課	所在地：〒975－0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電 話：0 2 4 4－2 6－1 2 0 7 F A X：0 2 4 4－2 6－1 3 3 4	相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡
いわき建設事務所 行政課	所在地：〒970－8026 いわき市平字梅本 15 電 話：0 2 4 6－2 4－6 1 0 9 F A X：0 2 4 6－2 4－6 0 5 8	いわき市

※ 経営規模等評価審査についての不明な点がございましたら、上記機関又は土木部建設産業室までお問い合わせください。

経営事項審査申請に係るチェックリスト

チェックリストは、証紙以外の正本及び確認書類と一緒に提出
【経営事項審査申請の手引P8～P15で確認後、チェックしてください】

許可番号	経営受審歴 ※受けたものに「○」	前年	・	2年前	・	3年前		
申請者	※以下について、該当する口にチェックを入れてください。							
《申請書類等》証紙以外の正本は、確認書類と一緒に提出。証紙と副本は、建設事務所からの連絡後に一緒に提出。						正本	副本 (県提出)	副本 (控え)
☐ 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【様式第25号の14】						○	○	○
☐ 工事種類別完成工事高【別紙1】						○	○	○
☐ 工事経歴書 ※許可申請時（決算後の変更届を含む）に提出されていれば省略可						○	—	○
☐ 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ※許可申請時（決算後の変更届を含む）に提出されていれば省略可						○	—	○
☐ 技術職員名簿【別紙2】						○	○	○
☐ その他審査項目【別紙3】						○	○	○
☐ 経営状況分析結果通知書（正本：原本、副本：写し）						○	○	○
☐ 委任状（代理申請の場合）						○	—	—
☐ 審査手数料証紙貼付書 ※建設事務所からの連絡後に副本と共に提出						○	—	—
☐ 建設機械の保有状況一覧表						○	—	○
☐ 返信用封筒						—	—	—
《確認書類》 ※該当するものを全て写しで提出してください。								
【申請全体に関する確認書類】								
☐ 建設業許可通知書又は建設業許可申請書 ☐ 法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表サイト検索結果一覧を出力したもの ☐ 法人税又は所得税納税確定申告書控え ☐ 前期又は前々期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ☐ 前回の経営規模等評価申請書提出書類一式								
【工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高の確認書類】								
☐ 消費税及び地方消費税の納税証明書 ☐ 消費税確定申告書控え ☐ 工事経歴書に記載された工事に係る請負契約書（建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件ずつ）								
【利払前税引前償却前利益に関する確認書類】 ※経営状況分析結果通知書に参考値が記載されている場合は、特殊経審・決算期変更時を除き提出不要。詳しくは、手引のP9参照。								
☐ 損益計算書 ☐ 法人税申告書別表16(1)及び(2) ☐ その他減価償却費として計上した金額を証明する書類								
【技術職員数・技術職員名簿に関する確認書類】								
☐ 技術者の合格証、免許等、卒業証書又は卒業証明書。能力評価（レベル判定）結果通知書 ※有効期間の定めがなく、前回提出した技術職員名簿で変更ない場合は、省略可 ☐ 実務経験証明書 ※有効期間の定めがなく、前回提出した技術職員名簿で変更ない場合は、省略可 ☐ ①事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書若しくは所属企業の雇用証明書 ☐ ②社会保険被保険者標準報酬月額決定通知書 ※①と②はセットで提出。 ☐ ③事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※①と②の提出が無い場合に提出 ☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ 所得税源泉徴収票 ☐ 賃金台帳及び出勤簿 ☐ タイムカード等 「①と②」の書類が提出ができない場合、左記書類を複数提出 ☐ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者であることを証する会社の書面 ☐ 継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 ☐ 監理技術者の資格証及び監理技術者講習修了証 ☐ 登録基幹技能者講習修了証								
【その他審査項目に関する確認書類】								
★建設業退職金共済制度加入の有無に関する確認書類								
☐ 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合の発行する加入・履行証明書（経審申請用）								
★退職一時金制度導入の有無に関する確認書類								
☐ 退職手当の定めがある労働協約又は就業規則を示す文書								
☐ 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書・共済契約書その他これらに類するもの								

★企業年金制度の有無に関する確認書類

- ☐ 厚生年金基金の発行する加入証明書又は適格退職年金契約の契約書
- ☐ 確定拠出年金導入の場合、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書
- ☐ 確定給付企業年金導入の場合、基金型であれば企業年金基金の発行する加入者証明書又は、規約型であれば資産管理運用機関の発行する加入証明書

★法定外労働災害補償制度加入の有無に関する確認書類

- ☐ (公財)建設業福祉共済団体、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済共同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会等又は保険会社との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基金となった業務災害等に関する給付についての契約をしている場合で、これらの機関の発行する加入証明書又は保険証券その他これに類するもの

★知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ※CPD単位の取得がある方及び技能レベル向上者がいる場合は、様式4号及び様式5号(作業員名簿含む)も提出してください。

- ☐ 様式4号:CPD単位を取得した技術者名簿
- ☐ 様式5号:技能者名簿
- ☐ CPD受講証明書、CPD実績証明書、学習履歴証明書等
- ☐ 能力評価(レベル判定)結果通知書
- ☐ 様式第4号及び様式第5号に記載がある者に係る常勤性及び継続雇用の確認書類
- ☐ 様式第5号に記載がある者に係る作業員名簿

★女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況、次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況に関する確認書類

- ☐ 都道府県労働局長から交付された直近の認定通知書(基準適合一般事業者主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等)の写し

★建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関する確認書類

- ☐ 別紙第6号:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請に限り評価対象のため、審査基準日が令和5年8月13日までの経営事項審査は加点対象外。

★建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無の確認書類

- ☐ 別紙第7号:「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書
- ☐ 自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し

※自主宣言制度HPにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能

★建設業の営業継続の状況に関する確認書類

- ☐ 裁判所から送付される民事再生または会社更生手続開始決定通知書
- ☐ 民事再生又は会社更生手続終結決定を受けたことを証する書面(官報公告等)

★防災活動への貢献の状況に関する確認書類

- ☐ 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書
- 所属している社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、以下の書類。
- ☐ 当該団体が締結している防災協定書
- ☐ 申請者が当該団体に加入していることを証する書類
- ☐ 防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類

★建設業経理に関する確認書類

- ☐ 有価証券報告書又は監査調書
- ☐ 会計参与報告書
- ☐ 経理処理の適正化を確認した旨の書類
- ☐ 公認会計士、税理士の資格を有することを証する書面又は講習受講の修了証、一級・二級登録経理試験(一級・二級建設業経理事務士)の合格証書又は講習受講の修了証
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、一級・二級登録経理試験合格者の常勤性が確認できる書類

★研究開発の状況に関する確認書類

- ☐ 有価証券報告書又は改正後の様式を作成している場合は注記表(建設業法施行規則別記様式17号の2)

★建設機械の保有状況に関する確認書類

- ☐ 売買契約書
- ☐ 特定自主検査記録表(新車で購入して1年以内のため特定自主検査を一度も受けていない場合は、出荷標章及び全体写真、または初回特定自主検査実施時期証明書)
- ☐ 自動車検査証又は移動式クレーン検査証
- ☐ リース契約書

★国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況に関する確認書類

- ☐ 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書及び付属書)

※追加で資料の送付をお願いする場合があります。

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、

.....の 年 月 日から 年 月 日までの第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福島県知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

工 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者であることを証する会社の代表者が証明する書面

記載例

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

年 月 日

地方整備局長

~~北海道開発局長~~

福島県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

通番	氏 名	生年月日
1-20	福島 一郎	S25.6.22
	技術職員通番号	
技術職員名	簿頁番号	

記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。

知事」

2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。

3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

(標準様式)

証 明 書

所 在 地

商号又は名称

許 可 番 号

代 表 者 名

上記の者は（審査基準日）〇〇年〇〇月〇〇日において、当〇〇協会〇〇支部の構成員であり、かつ、〇〇年〇〇月〇〇日付けで福島県〇〇建設事務所長との間で締結した「災害時における応急対策業務の支援に関する協定（←協定名等を記載してください。）」に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

（証明日を記入） 年 月 日

団体名 〇〇協会〇〇支部

会 長 〇〇 〇〇

審査手数料証紙貼付書

所 在 地

申 請 者

--	--	--

--	--	--

--	--	--

申 請 業種数	業種	手数料 (円)	(経営規模等評価) 円 (総合評定値請求) 円 (合 計) 円	備 考	
------------	----	------------	--	-----	--

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 福 島 県 支 部 長 殿

住 所
申 請 者 名 称
(共済契約者) 代 表 者
電話番号

①共済契約成立年月日	昭和 平成 年 月 日 令和	⑩直前決算日における直近1か年間の元請から 受けた電子申請による掛金充当額	円
②共済契約者番号	—	⑪直前決算日における直近1か年間の下請に 行った電子申請による掛金充当額	円
③建設キャリアアップシステム 事業者ID		⑫事務受託者番号	
④直前決算日における 被共済者数	人	⑬決算日及び決算期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日	
⑤直前決算日における直近1か年間の 手帳更新数	冊	⑭工事施工高 (土 木) (建築・その他)	
⑥直前決算日における直近1か年間の 証紙購入額	円	公共工事	千円 千円
⑦直前決算日における直近1か年間の元請から 現物で交付を受けた証紙の金額	円	民間工事	千円 千円
⑧直前決算日における直近1か年間の下請へ 現物で交付した証紙の金額	円	合 計	千円
⑨直前決算日における直近1か年間の電子申請 による掛金充当額（自社分）	円	⑮その他	

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号
令和 年 月 日

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 福 島 県 支 部
支部長

「加入・履行証明願」申請要領

建退共福島県支部

令和4年4月1日以降に加入・履行証明書を必要とされる場合は下記の書類をそろえて申請してください。

また、加入・履行証明書発行については、「加入・履行証明書発行に関するフロー」で証明願の申請が受付られるかどうか確認してから申請してください。

[共済証紙貼付方式（電子申請方式併用を含む）提出書類チェックリスト]

- ☐ 1. 建設業退職金共済事業加入・履行証明願 2部（建退共福島県支部様式）
 - ☐ 2. 共済手帳受払簿 1部（建退共本部様式）
 - ☐ 3. 共済証紙受払簿 1部（建退共本部様式）
 - ☐ 4. ①掛金収納書のコピー
②出勤簿等（加入・履行証明書発行に関するフロー「Q2-2.イの場合」）
 - ☐ 5. 証明手数料 1部1,000円 定額小為替（無記名）または現金
 - ☐ 6. 返信用封筒（定形の封筒に宛先を記入し、切手を貼ったもの）
- ※ 1は、建退共福島県支部のホームページ(<http://www.kentaikyau.fukushima.jp>)からダウンロードしてください。但し、この証明願については、建退共本部のホームページに記載されている様式は使用できません。

【購入した共済証紙の相当割合が下請に現物交付されている場合、下記提出書類も必要となります。】

- ☐ 7. 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書・建設業退職金共済証紙受領書（建退共事務受託様式第2号）のコピー
 - ☐ 8. 工事別共済証紙受払簿のコピー
- ※ 7・8は、決算期間内において、最も請負金額が大きい工事に関する報告書と受払簿のみの提出となります。

[電子申請方式 提出書類チェックリスト]

- ☐ 1. 建設業退職金共済事業加入・履行証明願 2部（建退共福島県支部様式）
 - ☐ 2. 共済手帳受払簿 1部（建退共本部様式）
 - ☐ 3. 出勤簿等（加入・履行証明書発行に関するフロー「Q2-2.イの場合」）
 - ☐ 4. 証明手数料 1部1,000円 定額小為替（無記名）または現金
 - ☐ 5. 返信用封筒（定形の封筒に宛先を記入し、切手を貼ったもの）
- ※ 1は、建退共福島県支部のホームページ(<http://www.kentaikyau.fukushima.jp>)からダウンロードしてください。但し、この証明願については、建退共本部のホームページに記載されている様式は使用できません。

[加入・履行証明願記入要領]

欄名(一部略称)	記入要領
① 共済契約成立年月日	「建設業退職金共済契約者証」によって記入
② 共済契約者番号	
③ 事業者 I D	建設キャリアアップシステムの登録時に通知された事業者 I D を記入。但し、同システムに登録していない場合は、記入する必要なし
④ 被共済者数	直前決算日において手帳の交付を受けている労働者の人数を記入
⑤ 手帳更新数	直前決算日における直近 1 か年間の手帳の更新冊数
⑥ 証紙購入額	直前決算日における直近 1 か年間の購入金額を記入
⑦ 元請から現物で交付を受けた証紙の金額	「共済証紙受払簿」により直前決算日における直近 1 か年間の金額を記入
⑧ 下請へ現物で交付した証紙の金額	「共済証紙受払簿」により直前決算日における直近 1 か年間の金額を記入
⑨ 電子申請による掛金充当額(自社分)	直前決算日における直近 1 か年間の掛金充当額を記入
⑩ 元請から受けた電子申請による掛金充当額	直前決算日における直近 1 か年間の掛金充当額を記入
⑪ 下請に行った電子申請による掛金充当額	直前決算日における直近 1 か年間の掛金充当額を記入
⑫ 事務受託者番号	「建設業退職金共済事務受託者証」によって記入。但し、事業主が事務受託者証の交付を受けていない場合は、記入する必要なし
⑬ 決算日及び決算期間	本証明願の申請日に最も近い決算日及び該当する期間を記入
⑭ 工事施工高	直前決算日における直近 1 か年間の完成工事高。但し、公共・民間工事に区分し、それらの金額を土木(「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「ほ装工事」、「しゅんせつ工事」と建築・その他(土木以外の工事)に分けて記入。合計欄は全てを合算した金額。(経営事項審査申請書の工事完成高の合計と一致すること)
⑮ その他	①～⑭に記載する内容の補足事項や、④の人数に対し⑤の冊数や⑥の購入額が極端に少ない場合の理由等を記入

[ご 注 意]

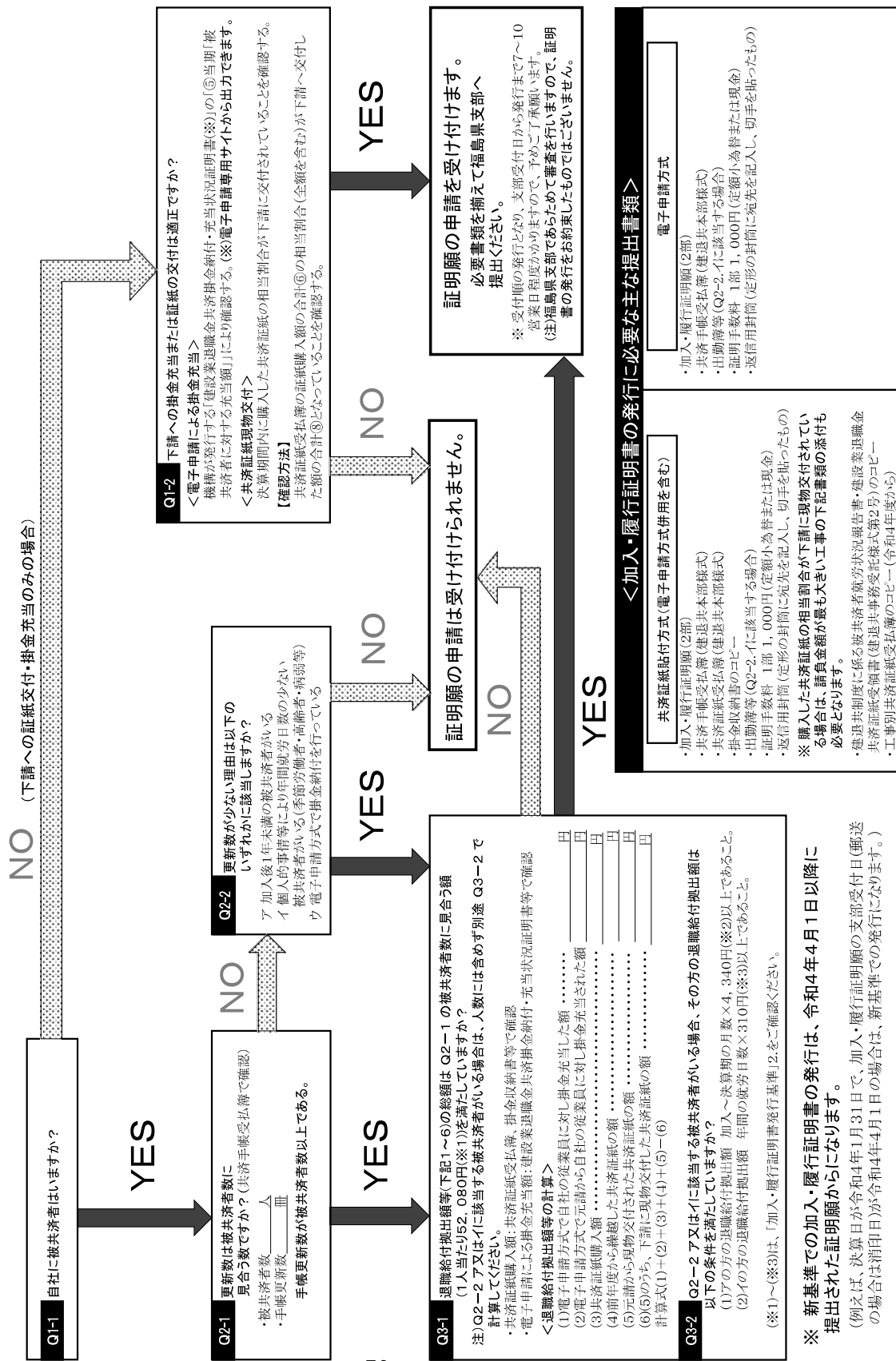
- ・直前決算日以内に J V で工事を施工した場合、構成員企業の出資比率で証紙を購入した時に、その金額を⑥に加算してください。また、代表企業が一括して購入した場合も⑥に加算してください。
- ・提出書類に不備があったり、証明願に必要な事項が記入されていない時は、加入・履行証明書の発行ができない場合がございます。
- ・受付は郵送のみで、支部受付の順番に発行しています。即日証明してお返しすることはできません。
- ・支部受付日から発行まで 7 ～ 1 0 営業日程度かかりますので、予めご了承願います。
- ・お急ぎの場合は、返信用封筒に速達料金を足して「速達」と記入してください。

[提 出 先]

〒960-8061 福島市五月町 4 - 2 5 勤労者退職金共済機構 建退共福島県支部
TEL 0 2 4 - 5 2 3 - 1 6 1 8 FAX 0 2 4 - 5 2 2 - 4 5 1 3

加入・履行証明書発行に関するフロー

建退共福島県支部



ケ 経営状況分析結果通知書

様式第二十五号の十三（第十九条の五関係）

(用紙A4)
10006

経営状況分析結果通知書

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 印

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実に相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 ー 号
審査基準日 令和 年 月 日
電話番号 ー
処理の区分

項番
資本金 (千円)
7101 売上高に占める
完成工事高の割合 5 %
7102 単独決算又は
連結決算の別 5 [1.単独決算、2.連結決算]

経営状況分析

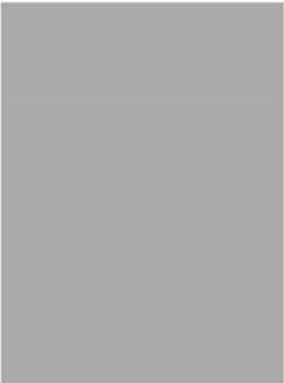
	数	値		数	値
7103 純支払利息比率	5	10	自己資本対固定資産比率	13	15 20
7104 負債回転期間	5	10	自己資本比率	13	15 20
7105 総資本売上総利益率	5	10	営業キャッシュフロー	13	15 20
7106 売上高経常利益率	5	10	利益剰余金	13	15 20
経営状況点数 (A) =					
7107 経営状況分析結果 (Y) =	5				

	金額 (千円)		金額 (千円)
7108 固定資産	5 10 15	売上高	17 20 25
7109 流動負債	5 10 15	売上総利益	17 20 25
7110 固定負債	5 10 15	受取利息配当金	17 20 25
7111 利益剰余金	5 10 15	支払利息	17 20 25
7112 自己資本	5 10 15	経常(事業主)利益	17 20 25
7113 総資本(当期)	5 10 15	営業キャッシュフロー (当 期)	17 20 25
7114 総資本(前期)	5 10 15	営業キャッシュフロー (前 期)	17 20 25

コ 登録基幹技能者講習修了証（様式第25号の8）

（別紙）

修了証 表面の記載例

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証	
	修了証番号 第 号
	氏 名
	（生年月日 年 月 日）
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、（建設業の種類）について、建設業法第26条第1項の 主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
修了年月日 年 月 日	
有効期限 年 月 日	
（登録基幹技能者講習実施機関の名称） 印	
（登録番号 第 番）	

※経営事項審査では、その業種で申請があった場合のみ加点評価。

また、修了年月日が審査基準日以前であることが必要。

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日 リース開始日	リース期間満了日	検査実施年月日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	△製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有	年 月 日	令和4年10月1日	令和7年9月10日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	□□建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年11月23日	令和7年11月22日	令和7年11月22日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	○×自動車	XXX-AAAB	AAA88-00000000	ダンプ	自社所有	令和7年1月21日	令和7年1月16日	令和7年1月16日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	○×自動車	XXX-ABBB	BBB77-00000000	ダンプフルトレラー	自社所有	令和7年1月21日	令和7年1月16日	令和7年1月16日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・縮退用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【記載要領】

※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はハイドライバークのアタッチメントを有する旨。(例：バックホウ)

②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例：3.89トン)

③「トラクターショベル」にあつては、バックセット容量。(例：1.2立方メートル)

④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例：10.0トン)

⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例：7.0トン)

⑥「ダンプ車」にあつては、「ダンプ」「ダンプフルトレラー」「ダンプセミトレラー」。

「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載が検査証に記載されている場合は対象外。

⑦高所作業車にあつては、作業床の高さが2m以上のもの。

⑧縮退用機械にあつては、「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」。

⑨解体用機械にあつては、「ブレイカー」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」。

⑩アスファルト・フィニッシャーにあつては、「アスファルト・フィニッシャー」。

⑪不整地運搬車にあつては、「不整地運搬車」。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種（呼称）】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日

鉄筋技能者能力評価実施機関

ス 告示別表第 2 0

C P D 認定団体		
公益社団法人	空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人	建設業振興基金	12
一般社団法人	建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人	交通工学研究会	50
公益社団法人	地盤工学会	50
公益社団法人	森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人	全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人	全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人	全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人	全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会		50
公益社団法人	土木学会	50
一般社団法人	日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人	日本技術士会	50
公益社団法人	日本建築士会連合会	12
公益社団法人	日本造園学会	50
公益社団法人	日本都市計画学会	50
公益社団法人	農業農村工学会	50
一般社団法人	日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人	日本建築家協会	12
一般社団法人	日本建設業連合会	12
一般社団法人	日本建築学会	12
一般社団法人	建築設備技術者協会	12
一般社団法人	電気設備学会	12
一般社団法人	日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人	建築技術教育普及センター	12
一般社団法人	日本建築構造技術者協会	12

※技術者 1 人当たりの C P D 単位取得数

(C P D 認定団体によって取得を認定された単位数) ÷

(上記 C P D 認定団体毎の右欄の数値) × 30

(例) 1 名の技術者が (一社) 全国土木施工管理技士会連合会から、40 単位取得した場合。

計算式は、 $40 \div 20 \times 30 = 60 \rightarrow 60$ 単位取得となりますが、1 人当たりの単位取得数の上限は、30 単位なので、上記のケースの技術者 1 人あたりの単位取得数は、30 単位となります。

なお、上記の計算で、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

1 人の技術者につき、2 以上の C P D 認定団体によって単位の取得が認められた場合は、いずれか 1 つの C P D 認定団体において習得を認定された単位をもとに C P D 単位取得数を計算します。

CPD単位取得数（項番46）及び技能レベル向上者数（項番47）の両方の数がない場合は、提出不要

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

1人当たりのCPD単位の上限は、最大30です。

審査基準日前6ヶ月を超えて雇用しており、「技術職員名簿(提出書類5)」に記載した者以外に、技術者が在籍している場合は、CPD単位取得の有無に関係なく記載してください。

該当者がいない場合は、「該当なし」と記載し提出してください。

※経営事項審査を受審していない業種の技術者や1級又は2級技士補が該当します。

※技術者とは、主任技術者または監理技術者の要件を満たす者(実務経験10年等も含む)、1級又は2級の第一次検定に合格した者(監理技術者補佐等)のことをいいます。

「技術職員名簿(提出書類5)」への記載人数及びこの様式第4号への記載人数の合計数が、「その他審査項目」項番61「技術者数」の人数と一致します。

「CPD単位」の欄には、「シ 告別表第18」に記載の算式で算出された技術者1人当たりのCPD単位取得数を記載します。
なお、CPD単位を取得していない場合は、空欄で構いません。

項目61「CPD単位取得数」と一致します。

- 86

年 月 日

審査基準日の3年前以前に
レベル4の評価を受けていた
者

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

作業員名簿

作業員名簿

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請
確認欄

提出日

年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

一次会社名
・事業者ID

番 号	ふりがな		職 種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名	技能者ID			年齢		年金保険	雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リリース機械等の運転者は一緒にしてもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

チ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び情報共有に関する同意書

様式第 6 号

(用紙 A 4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け
負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するた
めに必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財
団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと
に同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者 I D

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、 2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」については、不要のものを消すこと。
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請
け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における
全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載するこ
と。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 「措置実施工事」とは、告示第一の四の 1 の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積
する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等
についても、当該項目に含むものとする。
- 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工
事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

—地方整備局長
北海道開発局長
福島県知事 殿

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

記載要領

- 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1Ⅱ」…1点（実務経験3年） 「1Ⅰ〇」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

	コード		建設業の種類																																		
			士	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	官	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	消	清	解			
	001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	005	令第29条該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士	5	5				5	5								5																				
	11F	1級建設機械施工管理技士補																																			
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2				2	2									2																			
	21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																			
	113	1級土木施工管理技士	5	5			1	5	5	5	1	5	5	5	1	5	5			5	1	5			1	5			1	5			5	1	5		
	11H	1級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5		1	5			1	5			1	5	1	5	
	214	2級土木施工管理技士					1	5	2	2	1	5		2	2	1	5	2	2		1	5	2	2		1	5			1	5	2	2	1	5		
	21J	2級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5		1	5			1	5	1	5	1	5	1	5	
	215	2級土木施工管理技士					1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5		1	5			1	5	1	5	1	5	1	5	
	21K	2級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5		1	5			1	5	1	5	1	5	1	5	
	216	2級土木施工管理技士					1	5	2	2	1	5		2	2	1	5			1	5	2	2		1	5			1	5	2	2	1	5			
	21L	2級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5		1	5			1	5	1	5	1	5	1	5	
	120	1級建築施工管理技士					5	5	5	5	5	5		5	5	5	5			5	5	5	5	1	5			5	1	5	1	5	1	5	5		
	12C	1級建築施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5	1	5	1	5			1	5	1	5	1	5	1	5
	221																																				
	222	2級建築施工管理技士					2	1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5	1	5	1	5			1	5	1	5	1	5	
	223							2	1	5	2	1	5	1	5		2	2	2	2		1	5	1	5	1	5	1	5			1	5	1	5	1	5
	223							2	2	1	5	2	2				2		1	5		2	2	2	2	1	5	2			2	1	5	1	5	1	5
	22D	2級建築施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5		1	5			1	5	1	5	1	5	1	5	1	5			1	5	1	5	1	5
	127	1級電気工事施工管理技士										5													1	5							1	5			
	12E	1級電気工事施工管理技士補																							1	5							1	5			
	228	2級電気工事施工管理技士										2													1	5							1	5			
	22F	2級電気工事施工管理技士補																							1	5							1	5			
	129	1級管工事施工管理技士										5				1	5	1	5	1	5			1	5	1	5			1	5	1	5	1	5	1	5
	12G	1級管工事施工管理技士補														1	5	1	5	1	5			1	5	1	5			1	5	1	5	1	5	1	5
	230	2級管工事施工管理技士										2				1	5	1	5	1	5			1	5	1	5			1	5	1	5	1	5	1	5
	23A	2級管工事施工管理技士補														1	5	1	5	1	5			1	5	1	5			1	5	1	5	1	5	1	5
	131	1級電気通信工事施工管理技士																											5								
13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																				
232	2級電気通信工事施工管理技士																											2									
23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																				
133	1級造園施工管理技士						1	5	1	5	1	5	1	5		1	5	1	5	1	5			1	5			5	1	5	1	5	1	5	1	5	
13D	1級造園施工管理技士補						1	5	1	5	1	5	1	5		1	5	1	5	1	5			1	5			1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
234	2級造園施工管理技士						1	5	1	5	1	5	1	5		1	5	1	5	1	5			1	5			2	1	5	1	5	1	5	1	5	
23E	2級造園施工管理技士補						1	5	1	5	1	5	1	5		1	5	1	5	1	5			1	5			1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
建築士法	137	1級建築士					5	5			5		5	5	5								5														
	238	2級建築士					2	2			2		2										2														
	239	木造建築士					2																														
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5				5	5		5						5	5									5								5		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5				5	5		5			5	5		5	5									5								5		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5				5	5																												
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）									5																5										
	145	機械・総合技術監理（機械）																								5											
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										5														5											
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）											5																				5				
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											5																		5		5				
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5				5	5										5																		
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																														5					
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5				5	5																						5						
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5																									
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																					5			
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																					5	5		
							士	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	官	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	消	清

【経審】業種別技術職員コード表

		コード		建設業の種類																																
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
電気工事士法	155	第1種電気工事士										2																								
	256	第2種電気工事士										1																								
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）										1																								
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																									1									
	235	工事担任者																										1								
水道法	265	給水装置工事主任技術者										1																								
消防法	168	甲種 消防設備士																																2		
	169	乙種 消防設備士																																2		
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）				2																														
	271	建築大工（2級）				1																														
	164	型枠施工（1級）				2		2	2																											
	264	型枠施工（2級）				1		1	1																											
	172	左官（1級）				2																														
	272	左官（2級）				1																														
	157	とび・とび工（1級）						2	2																									2		
	257	とび・とび工（2級）						1	1																									1		
	173	コンクリート圧送施工（1級）						2	2																											
	273	コンクリート圧送施工（2級）						1	1																											
	166	ウェルポイント施工（1級）					2	2																												
	266	ウェルポイント施工（2級）					1	1																												
	174	冷凍空調機器施工・空調配管（1級）										2																								
	274	冷凍空調機器施工・空調配管（2級）										1																								
	175	給排水衛生設備配管（1級）										2																								
	275	給排水衛生設備配管（2級）										1																								
	176	配管・配管工（1級）										2																								
	276	配管・配管工（2級）										1																								
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2	2									2															
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1	1									1															
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）											2																							
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）											1																							
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											2																							
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											1																							
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）								2			2																							
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）								1			1																							
	180	石工・石材施工・石積み（1級）									2																									
	280	石工・石材施工・石積み（2級）									1																									
	※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	181	鉄工・製錬（1級）											2	2																					
		281	鉄工・製錬（2級）												1	1																				
		182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）														2																			
		282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）														1																			
		183	工場板金（1級）																		2															
		283	工場板金（2級）																		1															
		184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）									2									2															
		284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）									1									1															
		185	板金・板金工・打出し板金（1級）																		2															
		285	板金・板金工・打出し板金（2級）																		1															
		186	かわらぶき・スレート施工（1級）									2																								
		286	かわらぶき・スレート施工（2級）									1																								
		187	ガラス施工（1級）																			2														
		287	ガラス施工（2級）																			1														
		188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																			2														
		288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																			1														
		189	建築塗装・建築塗装工（1級）																			2														
		289	建築塗装・建築塗装工（2級）																			1														

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

【経審】業種別技術職員コード表

コード			建設業の種類																																
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																					2												
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																					1												
	191	噴霧塗装（1級）																					2												
	291	噴霧塗装（2級）																					1												
	167	路面標示施工																					2												
	192	畳製作・畳工（1級）																							2										
	292	畳製作・畳工（2級）																							1										
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																							2										
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																							1										
	194	熱絶縁施工（1級）																								2									
	294	熱絶縁施工（2級）																								1									
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																														2			
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																														1			
	196	造園（1級）																												2					
	296	造園（2級）																												1					
	197	防水施工（1級）																						2											
	297	防水施工（2級）																						1											
	198	さく井（1級）																														2			
	298	さく井（2級）																														1			
	その他	061	地すべり防止工事【1年】					1	1																							1			
040		基礎ぐい工事					2	2																											
062		建築設備士【1年】									1	1																							
063		計装【1年】									1	1																							
060		解体工事																															2		
064		基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
703		能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(5) 建設業法第7条第2号イに規定する学科一覧

建設業の工事種別	学 科
土 木 工 事 業 舗 装 工 事 業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建 築 工 事 業 大 工 工 事 業 ガ ラ ス 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建築学又は都市工学に関する学科
左 官 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 石 工 事 業 屋 根 工 事 業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗 装 工 事 業 解 体 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
電 気 工 事 業 電 気 通 信 工 事 業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業 清 掃 施 設 工 事 業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼 構 造 物 工 事 業 鉄 筋 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
し ゆ ん せ つ 工 事 業	土木工学又は機械工学に関する学科
板 金 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科
防 水 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
機 械 器 具 設 置 工 事 業 消 防 施 設 工 事 業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱 絶 縁 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造 園 工 事 業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さ く 井 工 事 業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建 具 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科

(6) 各種資格取得等に関するお問い合わせ先

資格等名称	お問い合わせ先（試験実施機関）	
建設機械施工技士	(一社) 日本建設機械施工協会 TEL: 03-3433-1575 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館2F	
土木施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター TEL: 042-300-6860 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 1号館	
建築施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 TEL: 03-5473-1581 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館	
電気工事施工管理技士		
登録基幹技能者		
管工事施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2 1号館	TEL: 042-300-6855
造園施工管理技士		TEL: 042-300-6868
建築士（一級）	(公財) 建築技術教育普及センター 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル	TEL: 050-3033-3821
建築士（二級、木造）		TEL: 050-3033-3822
技術士（技術士法に基づく認定資格）	(公社) 日本技術士会技術士試験センター TEL: 03-6432-4585 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館4階	
電気工事士（一級、二級）	(一財) 電気技術者試験センター TEL: 03-3552-7691 〒104-8584 東京都中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8F	
電気主任技術者		
電気通信主任技術者	(一財) 日本データ通信協会 TEL: 03-5907-6556 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1 ホウライ巣鴨ビル6F	
給水装置工事主任技術者	(公財) 給水工事技術振興財団 TEL: 03-6911-2711 〒163-0712 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル12階	
消防設備士（甲種・乙種）	(一財) 消防試験研究センター本部 TEL: 03-3597-0220 〒100-0013 東京都千代田区霞が関麻布台1-4-2大同生命霞が関ビル19F	
技能士（職業能力開発促進法に基づく認定資格）	福島県職業能力開発協会 TEL: 024-525-8681 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5F	
地すべり防止工事	(一社) 斜面防災対策技術協会 TEL: 03-3438-0493 〒105-0004 東京都港区新橋6-12-7 新橋SDビル6階	
建築設備士	(公財) 建築技術教育普及センター TEL: 050-3033-3824 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル	
計装士	(一社) 日本計装工業会 TEL: 03-5846-9165 〒101-0031 東京都千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4F	
基礎施工士	(一社) 日本基礎建設協会 TEL: 03-6661-0128 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-8-12 岸浪ビル6階	
	(一社) コンクリートパイル建設技術協会 TEL: 03-5733-5881 〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-15 日本工築2号館3F	

資格等名称	お問い合わせ先（試験実施機関）
解体工事施工技士	（公社）全国解体工事業団体連合会 TEL：03-3555-2196 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階
公認会計士	公認会計士・監査審査会 TEL：03-5251-7295 〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
税理士	国税審議会 TEL：03-3581-4161 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 国税庁内
建設業経理士（国土交通大臣 の登録を受けた登録経理試験）	（一財）建設業振興基金 TEL：03-5473-4581 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

(7) 防災協定の締結の相手方として加点の対象となる公共機関等

防災協定の締結の相手方として加点の対象となる公共機関等 ＜公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項＞	
公共機関等名称	公共機関等名称
国	独立行政法人国立女性教育会館
地方公共団体	独立行政法人国立青少年教育振興機構
特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人	独立行政法人国立美術館
首都高速道路株式会社	独立行政法人国立文化財機構
新関西国際空港株式会社	独立行政法人自動車事故対策機構
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	独立行政法人中小企業基盤整備機構
中日本高速道路株式会社	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
成田国際空港株式会社	独立行政法人都市再生機構
西日本高速道路株式会社	独立行政法人日本学生支援機構
阪神高速道路株式会社	独立行政法人日本芸術文化振興会
東日本高速道路株式会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
本州四国連絡高速道路株式会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
沖縄科学技術大学院大学学園	独立行政法人水資源機構
日本中央競馬会	独立行政法人労働者健康安全機構
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人情報通信研究機構	
国立研究開発法人森林研究・整備機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
独立行政法人空港周辺整備機構	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	
独立行政法人国際協力機構	
独立行政法人国立科学博物館	
独立行政法人国立高等専門学校機構	

(8) 建設工事の種類と内容

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	
建	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
園	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、緑地育成工事
井	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※一式工事について

29の建設工事の種類のうち土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を原則として元請け業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの業種となっています。

(9) 登録経営状況分析機関（R7. 1現在）

番号	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	登録年月日
1	(一財)建設業情報管理センター	103-0011	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663	平成16年6月30日
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	860-0081	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330	平成16年5月12日
4	ワイズ公共データシステム(株)	380-0815	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145	平成16年5月12日
5	(株)九州経営情報分析センター	850-0025	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477	平成16年8月6日
7	(株)北海道経営情報センター	003-0001	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111	平成16年8月6日
8	(株)ネットコア	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111	平成16年9月16日
9	(株)経営状況分析センター	143-0015	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008	平成16年9月16日
10	経営状況分析センター西日本(株)	755-0036	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781	平成16年9月16日
11	(株)NK B	800-0253	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800	平成16年11月15日
22	(株)建設業経営情報分析センター	190-0023	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533	平成26年12月1日

※経営状況分析にかかる手数料についての金額及び納付方法については、各登録経営状況分析機関によって差異 がありますので、各分析機関に直接お問い合わせください。

(10) 経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない公共工事の発注者一覧

経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない建設工事の発注者一覧表	
＜建設業法施行令第45条＞	
発注者名	発注者名
国	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
地方公共団体	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
沖縄振興開発金融公庫	国立研究開発法人産業技術総合研究所
株式会社国際協力銀行	国立研究開発法人森林総合研究所
株式会社日本政策金融公庫	国立研究開発法人水産研究・教育機構
港務局	国立研究開発法人土木研究所
国立大学法人	国立研究開発法人日本医療研究開発機構
社会保険診療報酬支払基金	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
水害予防組合	国立研究開発法人物質・材料研究機構
水害予防組合連合	国立研究開発法人防災科学技術研究所
大学共同利用機関法人	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
地方公共団体金融機構	(独)奄美群島振興開発基金
地方公共団体情報システム機構	(独)医薬品医療機器総合機構
地方住宅供給公社	(独)海技教育機構
地方道路公社	(独)家畜改良センター
地方独立行政法人	(独)教員研修センター
土地開発公社	(独)空港周辺整備機構
土地改良区	(独)経済産業研究所
土地改良区連合	(独)工業所有権情報・研修館
土地区画整理組合	(独)航空大学校
日本下水道事業団	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
日本司法支援センター	(独)国際観光振興機構
日本中央競馬会	(独)国際協力機構
日本年金機構	(独)国際交流基金
日本放送協会	(独)国民生活センター
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	(独)国立印刷局
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術安全研究所	(独)国立科学博物館
国立研究開発法人建築研究所	(独)国立高等専門学校機構
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	(独)国立公文書館

経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧表	
＜建設業法施行令第45条＞	
発注者名	発注者名
国立研究開発法人国立環境研究所	(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
国立研究開発法人国立がん研究センター	(独)国立女性教育会館
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	(独)国立青少年教育振興機構
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	(独)国立特別支援教育総合研究所
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	(独)国立美術館
(独)国立病院機構	国立研究開発法人理化学研究所
(独)国立文化財機構	首都高速道路株式会社
(独)自動車技術総合機構	消防団員等公務災害補償等共済基金
(独)住宅金融支援機構	新関西国際空港株式会社
(独)酒類総合研究所	地方競馬全国協会
(独)製品評価技術基盤機構	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
(独)石油天然ガス・金融鉱物資源機構	東京地下鉄株式会社
(独)造幣局	東京湾横断道路建設事業者
(独)大学入試センター	(独)環境再生保全機構
(独)大学改革支援・学位授与機構	(独)勤労者退職金共済機構
(独)地域医療機能推進機構	(独)中小企業基盤整備機構
(独)駐留軍等労働者労務管理機構	(独)農業者年金基金
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	中日本高速道路株式会社
(独)統計センター	成田国際空港株式会社
(独)都市再生機構	西日本高速道路株式会社
(独)日本学術振興会	日本私立学校振興・共済事業団
(独)日本学生支援機構	日本たばこ産業株式会社
(独)日本芸術文化振興会	日本電信電話株式会社
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東日本電信電話株式会社
(独)日本スポーツ振興センター	西日本電信電話株式会社
(独)日本貿易振興機構	農林漁業団体職員共済組合
(独)日本貿易保険	阪神高速道路株式会社
(独)農畜産業振興機構	東日本高速道路株式会
(独)農林水産消費安全技術センター	本州四国連絡高速道路株式会社
(独)福祉医療機構	北海道旅客鉄道株式会社

経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧表	
＜建設業法施行令第45条＞	
発注者名	発注者名
(独)北方領土問題対策協会	四国旅客鉄道株式会社
(独)水資源機構	九州旅客鉄道株式会社
(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構	日本貨物鉄道株式会社
(独)労働者健康安全機構	
(独)労働政策研究・研修機構	
年金積立金管理運用(独)	
公益財団法人JKA	
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	

作成者：福島県土木部建設産業室

所在地：〒960－8670

福島市杉妻町2－16 県庁本庁舎4階

電 話：024－521－7452

F A X：024－521－7949

e-mail：kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp